

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 太田 敦				
年 月 日	2019年6月10日			
年会費名	建設政策研究所2019年度会費			
相手方	特定非営利法人 建設政策研究所			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 災害に強い国土、県土づくりや快適な社会資本の整備など建設政策の全般にわたる研究とその報告を、講演会、機関誌の発行等で広げている ◆本会の活動頻度 総会、講演会など研究会合などを適時、開催。月1回の機関誌を発行 ◆参加者の状況 建築士や防災士など専門家や建築に携わる労働者、地方議員など 機関誌に発表される論文により得た知識、情勢を議会質問に活かす			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2800 円	主に機関誌購読料・会費 (11000 円 + 振替手数料 200 円) ÷ 4	14
	合計 2800 円 (すべて政務活動)			
備考	添付資料 : 「建設政策」表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

会員サービス・入会案内及び定期購読

[会員の種類](#)[会員の特典、サービス](#)[年会費・定期購読](#)[加入方法](#)[お問い合わせ](#)

ただいま会員募集中です！

当研究所の会員になって、公正で魅力ある建設産業を実現させませんか！

多くの方のご参加をお待ちしております。

会員の種類

当研究所にはいくつかの会員の種類があります。

1. 団体会員

組織として当研究所に加入する場合、団体会員となります。総会への出席などを通じて、当研究所の運営に参加することができます。

2. 個人会員

個人として当研究所に加入する場合、個人会員となります。総会への出席などを通じて、当研究所の運営に参加することができます。

3. 雑誌購読者

隔月で発行している雑誌『建設政策』を年間で定期購読することができます。ただし、当研究所の運営に参加することはできません。

4. 賛助会員

企業が当研究所の趣旨に賛同いただき、財政的に支援していただくものです。

会員の特典、サービス

1. 当研究所の組織運営に参加することができます。(団体会員、個人会員)

2. 当研究所の主催する各種研究プロジェクトに参加することができます(ただし無制限ではありません)。(団体会員、個人会員)

3. 当研究所の発行する雑誌『建設政策』を口数に応じて購読することができます。団体会員は一口あたり2冊ずつ、個人会員は一口あたり1冊ずつ、雑誌購読者は1冊ずつとなっています。
4. 当研究所の主催・共催・後援する学習会やシンポジウムの案内を受け取り、無料または格安で参加できます。
5. 当研究所が受け入れた図書、資料(ただし販売の対象となっているものを除く)などの文献を閲覧・複写し、借り出すことができます。また、遠方に住んでいる会員などは、文献の複写サービスを受けることができます。
6. 当研究所に調査を委託することができます。

詳細は、当研究所までお問い合わせください。

年会費・定期購読

年会費は下記の通りとなっております。(2016年度より年会費が改定されました→『会費年額変更のご案内』)

	会員種別	金額・一口 (2015年度まで)
1	団体会員	11,000円
2	個人会員	5,500円
3	雑誌定期購読者(団体)	5,760円
4	雑誌定期購読者(個人)	5,760円
5	賛助会員	50,000円

加入方法

必要事項※をご記入の上、メールをお送りください。→メール
JDS04066@nifty.ne.jp

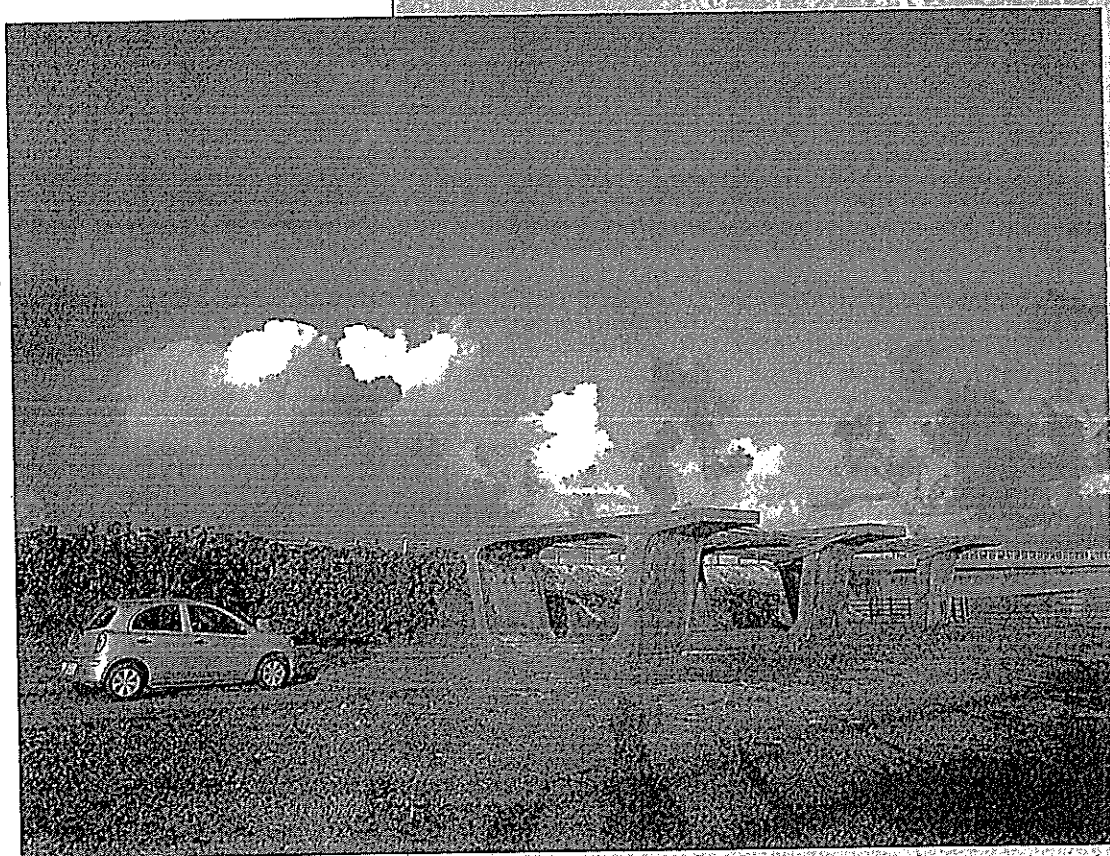
建設政策

— 特集 —

建設業における外国人労働者受け入れの課題

9 2019
No.187

- ◇ 全建総連「建設業一人親方の働く実態等に関するアンケート」の分析～個人請負労働者の権利獲得と処遇改善をめざして～
- ◇ 利益率低下するも高利益率で好調維持～主要ゼネコン22社の2018年度決算分析～
- ◇ 現場就業者の法定福利費の確保と処遇改善が課題 高水準の利益を多角化推進と内部留保増へ充当～主要住宅企業7社の2018年度決算分析～



政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 太田 敦				
年 月 日	2019年6月28日			
年会費名	奈良自治体問題研究所2019年度会費			
相手方	奈良自治体問題研究所			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	県や市町村の施策や調査報告、研究者や団体の研究・調査報告を収集し、解明、自治体への提言をもつぱら行う研究所であり、同会の資料、報告、提言、発行物はすべて政務活動に活用			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 別紙、規約の「総則」のとおり、「自治体問題、地域問題に関する調査・研究および学習」をすすめる ◆本会の活動頻度 課題別学習会、講座、シンポジウムの定期的開催 研究所機関誌「奈良の住民と自治」の発行 (月1回刊) ◆参加者の状況 定期的に開催される講座、シンポジウムなどに参加 「奈良の住民と自治」の購読と資料の活用 情報を収集し、議会の質問に活かす			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	2019年度会費	3600円	奈良自治体問題研究所年会費	21
	合計 3600円 (100%充当)			
備考	添付資料：機関誌「奈良の住民と自治」表紙、規約 (コピー)			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

ならの住民と自治

NO. 315 2019・6・12

発行：奈良自治体問題研究所

〒639-1160 大和郡山市北郡山町246 大和ビル3F

奈良自治体労働組合総連合内 ☎ 0743-55-3060

《連絡先》：事務局 城 ☎ 携帯 090-5881-5126

《郵便振替口座》： 00920-0-91468 奈良自治体問題研究所

静岡に勉強に、 交流に行きま せんか



第61回自治体学校 in 静岡 7月27日(土)▶29日(月)

1日目 全体会 7月27日(土) 12:30~17:00 静岡市民文化会館 大ホール

●記念講演 憲法と自治のチカラが地域の未来を切りひらく 京都橘大学教授 岡田知弘

●特別発言 日本一小さな村から自治を発信する 高知県大川村村長 和田知士

●特別発言 水道事業は公営でいいじゃないか

浜松市の水道民営化を考える市民ネットワーク事務局長 池谷たか子

★静岡と全国の地酒を楽しむ交流会(17:30~) 静岡市民文化会館 大会議室

2日目 分科会・講座 7月28日(日) 9:30~16:00 グランシップ/パルシェ

10分科会、2講座、3現地分科会、5ナイター企画

3日目 全体会 7月29日(月) 9:30~11:45 清水文化会館マリナード 大ホール

●特別講演 対話による協働のまちづくりを語る! 前・静岡県牧之原市長 西原茂樹

★参加費 一般 16,000円/自治体問題研究所個人会員 14,000円

主催 第61回自治体学校実行委員会

5月号同封の案内リーフレットによりお早めに申し込んでください。

3日間通しだけでなく、1日だけ、2日だけの参加でもOKです。

宿泊付きの締め切り日 6月21日(金)まで

宿泊がない場合は 7月5日(金)までです。

奈良自治体問題研究所規約

第一章 総則

第1条 この研究所は、奈良自治体問題研究所（以下「研究所」という）といい、事務所を大和郡山市内におく

第2条 この研究所は、自治体問題、地域問題に関する調査・研究および、学習活動を行い、地方自治の民主的な発展に寄与することを目的とする

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う

- (1) 自治体、地域に関する調査・研究・啓発および資料の収集
- (2) 社会福祉、医療、教育、文化、地域・まちづくり計画、環境、地域経済、地域産業、行政の民主化、地方財政等、住民生活に関わる諸問題について
- (3) 講座、講演会、研究会等の開催および講師の斡旋
- (4) 研究所報『ならの住民と自治』の発行
- (5) 『住民と自治』誌の学習と普及
- (6) 目的を同じくする各種機関、団体との協力および当該事業への参加
- (7) その他前条の目的を達成するための事業

第二章 会員

第4条 会員は次のとおりとする

- (1) 正会員 目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 目的に賛同し、これを援助する個人または団体

第5条 会費は次のとおりとする

- (1) 正会員、個人会費は月300円（『住民と自治』誌併読は800円）
団体会員は月1口1,000円
- (2) 賛助会員 個人、団体、年額1口5,000円

第6条 入会の承認は理事会において行う

第三章 役員等

第7条 研究所に、次の役員をおく

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 理事長 | 1名 |
| (2) 副理事長 | 若干名 |
| (3) 常任理事（内1名は事務局長） | 若干名 |
| (4) 理事 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2名 |

第8条 役員は総会で選出する

- 2 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない

第9条 この研究所に顧問をおくことができる

- 2 顧問は理事会において推薦し、総会において承認する
- 3 顧問は随時理事会に出席して意見を述べることもできる

第10条 この研究所に研究員をおくことができる

- 2 研究員は、理事会において選任し総会に報告する
- 3 研究員は、随時理事会に出席して意見を述べることができる
- 4 研究員は、その専門性を生かして研究成果を、研究所ニュースや諸事業で発表する
- 5 研究員には、必要な費用を支払うことができる

第四章 事務局

第11条 研究所の日常の事業・活動を円滑に行うため、事務局をおく

- 2 事務局員は、会員の中から事務局長が推薦し、理事会において承認する

第五章 会議

第12条 総会は最高の決定機関で、正会員で構成する

- 2 総会は次の事項を議決する
 - (1) 年間の事業（活動）計画
 - (2) 予算および決算
 - (3) 役員の選出および承認
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他、必要と認める事項
- 3 総会は会員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状を持って出席とみなすことができる
- 4 議事は、出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数の場合は議長が決定する
- 5 30名以上の会員の請求があった時は、臨時総会を開催しなければならない

第13条 理事会は役員（監事をのぞく）で構成し、総会の方針に基づき事業の執行を決定する

- 2 理事会は、理事長が招集する

第六章 会計

第14条 会計は会費およびその他の収入をもって充てる

第15条 監事は会計を監査し、総会において監査結果を報告する

第16条 会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする

第七章 規約改正および運用

第17条 この規約は議決権を有する総会出席者の3分の2以上の議決を経て改正することができる

第18条 この規約の施行上必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定めることができる

付則

この規約は、2018年1月27日より施行する

2000年 1月29日 制定

2001年 1月27日 一部改正

2006年 1月28日 一部改正

2011年 1月15日 一部改正

2018年 1月27日 一部改正

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 太田 敦

年 月 日	2019年8月16日			
年会費名	奈良県統計協会特別会員 (団体) — 2019年度会費			
相手方	奈良県統計協会			
年会費支払目的	統計協会のおこなう調査資料、統計資料を議会質問等に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 (目的) は会則第3条のとおり (事業) は同第4条のとおり (会費) は同第23条のとおり ◆本会の活動頻度 ・「奈良県統計年鑑」(年1回)、「100の指標からみた奈良県勢」、「奈良県産業連関表」「奈良県民経済計算報告書」の活用 ・機関誌「統計レポート」(月1回)に紹介される統計諸指標の活用 ◆参加者の状況 上記のとおり、統計資料、定期刊行物の活用 資料、情報を収集し、議会の質問に活かす			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究	5000 円	20000 円 × 1 / 4 = 5000 円	36
	合計 5000 円 (100%充当)			
備考	特別 (団体) 会員会費であることから会派を構成する4人で分担 添付資料: 奈良県統計協会会則 (部分コピー)、定期刊行物の表紙 (コピー)			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

平成26年商業統計調査(確報)奈良県結果

平成28年9月

奈良県総務部知事公室統計課

奈良県統計協会会則

昭和 2 年	2 月 1 2 日	総会議決
昭和 2 3 年	8 月 5 日	改 正
昭和 2 4 年	3 月 5 日	一部改正
昭和 2 8 年	2 月 7 日	全面改正
昭和 2 9 年	2 月 2 6 日	一部改正
昭和 3 0 年	8 月 2 5 日	一部改正
昭和 3 1 年	2 月 2 6 日	一部改正
昭和 3 4 年	1 0 月 1 日	一部改正
昭和 3 9 年	4 月 2 4 日	一部改正
昭和 4 5 年	5 月 2 2 日	一部改正
昭和 5 0 年	5 月 1 3 日	一部改正
昭和 5 1 年	5 月 2 7 日	一部改正
平成 4 年	3 月 2 5 日	一部改正
平成 8 年	3 月 1 9 日	一部改正
平成 8 年	4 月 1 日	一部改正
平成 9 年	3 月 1 9 日	全部改正
平成 1 7 年	4 月 1 日	一部改正
平成 1 8 年	3 月 1 7 日	一部改正
平成 3 0 年	6 月 1 日	一部改正

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 この会は、奈良県統計協会という。

(事務所)

第 2 条 この会の事務所は、奈良県統計主管課内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この会は、統計知識及び技術の向上を図り、もって、統計の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 統計に関する調査研究、講習会、講演会、大会等の実施
- (2) 統計機関誌及び統計に関する図書等の発行
- (3) 各種統計関係団体等の育成及び指導
- (4) 統計に関する図表等の募集及び展示会の開催
- (5) 統計功労者の表彰
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

第 3 章 会員

(会 員)

第5条 この会は、奈良県及び県内市町村（正会員）並びにこの会の趣旨に賛同するもの（特別会員）をもって組織する。

2 特別会員に関し必要な事項は別に定める。

第4章 役員

(役 員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 理事長 1 名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2 名

(役員を選任)

第7条 会長は、奈良県総務部を担任する奈良県副知事をもって充てる。

2 副会長は、奈良県統計主管部（室）長、奈良県市長会長及び奈良県町村会長をもって充てる。

3 理事長は、奈良県統計主管課長をもって充てる。

4 理事は、各市統計協会会長及び郡支部長をもって充てる。ただし、市にあっては統計主管課長をもって充てることができる。

5 監事は、理事の互選によって決める。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事長は、常时会務を掌握し、会長及び副会長を補佐するとともに、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 理事は、理事会でその権限に属する事項の審議に当る。

5 監事は、この会の会計を監査する。

6 会長は、その権限に属する事務のうち、別に定める事項を理事長に専決させることができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、会長、副会長、理事長及び理事にあっては、その者の在職期間とし、監事にあっては1年とする。

2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 事務局

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するため、事務局を置き、職員を配置する。

2 事務局の職員は、奈良県統計主管課の職員を充てる。

3 職員は、理事長の指揮を受けて、この会の事務を処理する。

第6章 会議

(会議の種類)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会)

第12条 総会は、役員及び正会員をもって構成する。

2 通常総会は、毎年1回開催する。ただし会長が認めるときは、理事会の開催をもってこれに代えることができる。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会で開催を決議したとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から開催の請求があったとき。
- (3) 会長が特に必要と認めたとき。

(総会の附議事項)

第13条 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 会務報告
- (2) 第12条第2項によって総会の附議を必要とされた事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事で構成する。

2 理事会は、次の場合に随時開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から開催の要求があったとき。
- (3) この会則に定めるもののほか本会の運営に関する重要な事項

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃及び諸規程の制定または改廃
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 会費及び負担金に関する事項
- (5) 基金及び財産の管理に関する事項
- (6) 総会に附議する事項
- (7) その他会長が必要と認める事項

(会議の招集)

第16条 会議は、会長が招集する。

(会議の通知)

第17条 会長は、会議の開催7日前までに、当該会議の附議事項、日時、場所を示した書面をもって、当該会議の構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要すると認めた場合はこの限りではない。

(会議の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会議の定足数及び表決)

第19条 会議は、定数の2分の1以上の出席で成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 次の議事については、定数の3分の2以上をもって決する。

- (1) この会の解散
- (2) 財産の処分
- (3) 会則の改廃

(書面表決等)

第20条 会議に出席できない当該会議の構成員は、あらかじめ通知された当該会議の議決事項について、会議当日までに書面をもって表決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の適用については、その構成員は当該会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 会議の議事については、会議の議決事項、議事その他必要な事項を記録した議事録を作成しなければならない。

第7章 支部

(支部等の構成)

第22条 この会に、別表1のとおり支部を置く。

2 支部に関して必要な事項は別に定める。

第8章 会計

(会計)

第23条 この会の経費は、会費、負担金、事業収入、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 この会の会員は、別に定めるところにより、会費若しくは負担金を納入しなければならない。

(特別会計)

第24条 この会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(基金)

第25条 この会の収支決算に剰余金が生じた時は、その一部または全部を基金として積み立てることができる。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、事業年度の開始までに、総会又は理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第27条 この会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経た後、総会又は理事会の承認を受けなければ

ばならない。

(剰余金及び残余財産)

第28条 この会は、剰余金の分配を行うことができない。

2 この会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、地方公共団体に譲渡するものとする。

(会計年度)

第29条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 補則

(委任)

第30条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この会則は、昭和28年2月7日から施行する。

附 則（第8条・第9条・第10条、昭和31年5月29日一部改正）

この会則は、昭和31年5月29日から施行する。

附 則（第5条・第8条、昭和34年10月1日一部改正）

この会則は、昭和34年10月1日から施行する。

附 則（第4条、昭和39年4月24日一部改正）

この会則は、昭和39年4月24日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（第1条・第8条、昭和45年5月22日一部改正）

この会則は、昭和45年5月22日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（第9条、平成4年3月25日一部改正）

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（第1条・第8条、平成8年3月19日一部改正）

この会則は、平成8年3月19日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（第8条、平成8年4月1日一部改正）

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月19日全部改正）

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日一部改正）

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日一部改正）

この会則は、平成18年3月17日から施行し、平成17年9月25日及び平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成30年6月1日一部改正）

この会則は、平成30年6月1日から施行する。

(別表1)

奈良県統計協会支部一覧表

支 部	構 成・市 町 村
都市支部 奈良県都市統計協議会	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市
山辺 支部	山添村
生駒 支部	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町
磯城 支部	川西町 三宅町 田原本町
宇陀 支部	曾爾村 御杖村
高市 支部	高取町 明日香村
葛城 支部	上牧町 王寺町 広陵町 河合町
吉野 支部	吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村

政務活動記録簿 (県外・県内視察)

会派・議員名

太田 敦

年 月 日	2020年1月14日～15日				
政務活動先	鳴門市役所、高松市役所他				
政務活動の目的	鳴門市のエコノミックガーデン事業、高松市の「手話言語条例」にのっとった施策・事業を学ぶ				
相手方	鳴門市役所、高松市役所他				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	視察内容と効果は別紙のとおり				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	池谷	JR 線・新幹線	高田ー池谷	6310 円	証 7
	池谷	新幹線・JR 線	新大阪ー岡山ー高松ー池谷	4040 円	84
	五番町	ことでんバス	高松駅ー五番町	170 円	証 8
	高松駅	ことでんバス	五番町ー高松駅	170 円	証 9
	鶴橋	JR 線	板野ー鶴橋	5760 円	証 10
	高松	JR 線	板野ー高松	1200 円	85
	新大阪	JR 線・新幹線	高松ー新大阪	3000 円	86
	高田	近鉄	鶴橋ー高田	500 円	証 11
	宿泊費	9775 円	内訳: JRホテルクレメント高松		88
	会費	円	内訳:		
	合計 30925 円 (すべて政務活動)				
備考	添付資料: 活動報告を添付				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

鳴門市、高松市行政視察報告

2020年1月14日～15日

県議会議員 太田 敦

大和高田市選出の太田敦県議と3人の大和高田市会議員で構成する日本共産党大和高田市議員団として、奈良県民と大和高田市市民の暮らしにかかわる施策を学び、県政と大和高田市政に活かそうと、鳴門市および高松市へ行政視察をおこないました。

鳴門市・エコノミックガーデンの取組

行政が零細業者にいたるまで企業、事業者の意見を幅広く聞き取り
事業に活かしていました

1月14日、日本共産党大和高田議員団で鳴門市へ行き、エコノミックガーデンという取り組みについて学びました。鳴門市はかつて塩田による製塩業が主たる産業でした。そこから化学・製菓業などが大きく発展し様々な関連企業が育っているとのこと。しかし、一方で小売業などは事業所数・従業員数とも大きな減少がみられるそうです。また、従業員数が29人以下の中小企業以下の企業が大半を占めています。全国にある中小零細業者と同じような状況が鳴門市でも共通して広がっており、また中小企業の経済活動は市民生活に直結しているという点では行政の役割も求められています。

これらのことから大企業に頼る地域経済でなく中小企業も元気な街へと施策を鳴門市としても進めているとのことでした。そして地元の中小企業が長生きして繁栄するような環境を創出するという理念のもと「エコノミックガーデン」という施策が行われています。この中で鳴門市の職員が企業訪問を繰り返し、地元企業との信頼関係を築き、また、企業同士をつないで相乗効果を発揮させていく役割を行政として積極的に取り組んでいることが分かりました。

また、鳴門市にある高校の卒業生が鳴門市で働くことができるような取り組みも行っていました。



鳴門市にて

手話言語条例制定のまち・高松市

大きな予算をかけなくてもできる、「手話」がいきるまちづくり

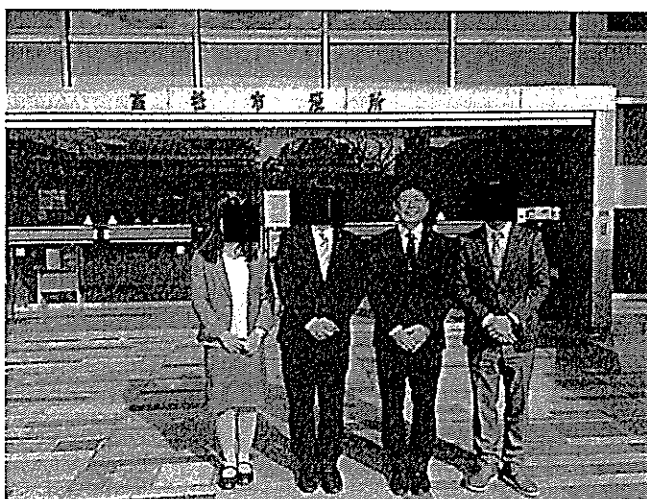
奈良県では「障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」や「手話言語条例」がそれぞれ制定され、議会でも本会議では手話通訳が導入されています。手話というのは改めて学ぶと、音声言

語である日本語とは異なる言語で手や指、体の動き、顔の表情等を組み合わせて、視覚的に表現する言語という事です。

1月15日に視察した高松市では障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたものの、手話はろう者が生活を営むために必要不可欠な言語であること、また、ろう者と手話とに対する市民の理解は、深まっているとはいえない状況という実態を明らかにしました。

その上で、言語である手話を含め障害のある人のコミュニケーション手段は、要約筆記、点字、音訳、情報通信機器の使用など多様にありますが、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用の機会が十分に確保されているとは言えないとし、その選択と利用を容易に行うことができる環境の整備について学びました。その一例がUDトークというコミュニケーション手段についてです。パソコンのタブレットに話しかけるとほぼ同時に文字が画面に出て耳が不自由な人ともコミュニケーションが取れるというものです。

最新の技術に驚かされると同時に大きな予算をかけなくても取り入れることができることも分かりました。



高松市役所の前で

(了)

政務活動記録簿 (県外・県内視察)

会派・議員名 太田 敦

年 月 日	2020年2月13日～14日				
政務活動先	徳島県上勝町、香川県高松市 (香川県庁)				
政務活動の目的	上勝町の「ゼロウェイスト事業」・「彩 (いろどり) 事業」と香川県の水道事業広域化事業について行政視察				
相手方	上勝町への行政視察管理合同会社「パンゲア」、香川県庁水資源対策課他				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	視察内容、成果等は別紙「視察報告」に記載。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	上勝町・香川	自家用車	視察全行程	1620 円	107
	上勝町・香川	自家用車 (高速道路利用代金)	視察全行程	3896 円	108
	宿泊ホテル 駐車料	220 円	内訳：高松東急 REI ホテル駐車料 (1 台分)		105
	宿泊費	10400 円	内訳：高松東急 REI ホテル		104
	会費	2000 円	内訳：上勝町視察事業合同会社への支払い		106
	合計	18136 円 (すべて政務活動)			
備考	経費は宿泊費以外の交通費 (駐車料)、会費について参加者 5 人で分担。 添付資料：視察報告 (写真を含む)				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

香川県・水道事業広域化、徳島県上勝町・「いろいろ事業」「ゼロウェイスト」行政視察

報告者：県会議員 太田 敦

期間：2020年2月13日～14日

視察先：徳島県上勝町：香川県（県庁他）

視察主体：日本共産党奈良県会議員団

メンバー：山村幸穂、今井光子、小林照代、太田敦、（事務局員：[REDACTED]）



徳島県上勝町

（1日目） 「いろいろ事業」と「ゼロウェイスト」（徳島県上勝町）

2020年3月13日、徳島県上勝町の「いろいろ事業」、ごみ焼却ゼロをめざす「ゼロウェイスト事業」について行政視察。葉っぱビジネスで有名な「いろいろ事業」について、そしてごみゼロを目指す「ゼロウェイスト」事業について学びました。

同町は、ピーク時は6000人以上の人口が現在では1500人へと減少し、高齢化率も50%を超えている中、過疎と高齢化に直面しつつも様々な事業が展開されていました。

ごみの分別収集は45種類、徹底してリサイクルが進められています。ごみを生み出すもととなっている製造者側の課題も浮き彫りになりました。身近な県内の町村でもよく似た現状があるなか、町の将来を見据える取り組みがされており、参考になります。

（2日目） 水道事業広域化（香川県庁）

水道事業広域化について香川県庁を視察。

奈良県では県域水道一体化策に併せて、地下水を利用した自前の水道を廃止して、県営水道100%に切り替える県内市町村が相次いでいます。奈良県や市町村では、全国・全県下の水道事業が抱える課題である「人口減少による水需要の減少」「老朽施設の更新や耐震化対応による費用の増大」「職員の減少、退職に伴う技術力の低下、人員不足」に対応するための方策と説明していますが、県域水道一体化を行った香川県での実態をお聞きしました。まず、香川県は渇水による水不足が発生し、断水せざるを得ない状況が幾度もあり、この問題を解消するために市町村間で水不足を補い合うための一体化だということや、県の面積が日本で一番小さいという地の利を生かしていることなど奈良県と状況が異なることが分かりました。全国的にはまだ、県域水道一体化は進んでいるとは言えません。奈良県でも慎重に議論する必要があります。

（了）

業に参加している。

個人ごとの売り上げや市場における商品の様子や消費者の感想など、データをネットで共有することで、生産者の生産意欲を喚起していることも重要な要素である。

時代にあわせてシステムをブラッシュアップすることで、高齢者の中に担い手を増やし、産業として定着させていることを学んだ。

【上勝町 ゼロウェイスト事業】

上勝町は日本で初めて「ゼロウェイスト宣言」をおこなった町として知られる。「2020年までに」と宣言した目標年でもあり、現在の進捗を伺った。同町は1994年に「リサイクルタウン計画」を策定し、1995年に家庭用生ごみ処理機の購入補助を開始（普及率97%）。1997年「容器包装リサイクル法」を受けて分別収集をスタートさせる。住民が分別ごみをステーションに持ち込む方式を徹底し、現在は45弁別になっている。資源化による収入が200万円～400万円になり、人件費やごみの引き取り経費を勘案すれば、本来1600万円～1800万円かかると見込まれるごみ処理費用が500万円～600万円程度で済んでいる。

【香川県の水道広域化事業】

全国に先駆けて水道広域化をおこなっている香川県の事業について、水源対策課の塩田課長、広域水道事業団の高橋総務課長から聞き取り調査。

10年かけて地域ごとの協議を重ね、広域化にいたった経緯や、料金設定についても市町村の経営を改善し、平準化するなどの取組を伺った。また、民営化はまったく考えておらず、市町の自己水源確保など災害時の水不足に備えた計画も詳細に作成しているとのこと。水不足に悩まされてきた香川県の特別の事情や、県土の面積が小さく、山間部が少ないなど広域化を進めやすい条件もある。

県が旗を振って広域化をすすめている奈良県とは違ったきめ細かな対応を学んだ。

(了)

政務活動記録簿 (要請陳情)					
会派・議員名 太田 敦					
年 月 日	2020年2月27日				
政務活動先	政府5省庁要望				
政務活動の目的	陳情や要望書によって寄せられた要望、聞き取った要望等、政府関係省庁に届けた。				
相手方	厚生労働省、国土交通省など政府5省庁 (参議院会館でのレクチャー方式)				
内容、結果等 ※陳情要請の 効果を明記のこと	別紙、「政府要望交渉のまとめ」のとおり				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	京都	近鉄	大和高田ー京都	900 円	証 12
	東京	新幹線	京都ー東京 (往復)	27290 円	証 112
	国会議事堂前	東京メトロ	東京ー国会議事堂前	170 円	証 13
	東京	東京メトロ	国会議事堂前ー東京	170 円	証 14
	大和高田	近鉄	京都ー大和高田	900 円	証 15
	合計 29430 円 (すべて政務活動)				
備考	添付資料: 2・27 政府要望書、政府要望まとめ				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

2・27政府要望交渉のまとめ

日本共産党奈良県会議員団

県会議員 山村 幸穂

県会議員 今井 光子

県会議員 小林 照代

県会議員 太田 敦

2020年2月27日、日本共産党奈良県会議員団と同奈良県地方議員団は厚生労働省、国土交通省、経済産業省、観光庁、防衛省の5省庁に要望書を提出。県民要求にもとづく交渉をおこなった。

1日で、5つの省庁への要望であることから、場所を参議院会館内1か所とし、時間帯を設定し、各省庁の担当者が入れ替わるようにした。清水ただし衆院議員、大門みきし参院議員、山下よしき参院議員秘書も同席した。（下写真）



とき／2020年2月27日

ところ／参議院会館

要望した項目は以下のとおり。

【国土交通省】

- 1 地方公共交通への支援について
- 2 国営平城宮跡歴史公園整備事業について
 - (1) 大極殿院復元整備事業
 - (2) 近鉄線の移設について

【経済産業省】

新型コロナウイルス対策の強化を求める要望

【厚生労働省】

新型コロナウイルス対策の強化を求める要望

【観光庁】

新型コロナウイルス対策の強化を求める要望

【防衛省】

奈良県が五條市に誘致しようとしている陸上自衛隊駐屯地に関する要望

新型コロナウイルスの感染防止対策、観光業など影響を受けている事業者への支援、国保料の子ども均等割り廃止、巡回バスなど公共交通への補助拡充、平城宮跡国営公園整備、近鉄線の踏切対策、五条市への自衛隊誘致と2000メートル滑走路などについて、それぞれ県民の声を伝え、対策の推進を求めました。各担当職員からレクチャーを受けました。

交渉の結果もふまえ、県議会での質問や関係機関への働きかけ・要望に活かしたい。

それぞれの要望にたいする対応者は以下の通り。

新型コロナウイルス対策

観光庁観光産業課 松浦課長補佐
通商政策局北東アジア課 荻野課長補佐
商務 SG 消費・流通政策課 依田課長補佐 同クールジャパン政策課 長谷川課長補佐
中小企業庁事業環境部金融課 海老原課長補佐 同技術・経営革新課 竹尾課長補佐

平城宮跡歴史公園整備

都市局公園緑地・景観課 澤田課長補佐 同街路交通施設課 堺連続立体交差係長
鉄道局施設課 井相田課長補佐 道路局路政課 金森課長補佐

地方交通

地方交通 総合政策局地域交通課 平賀課長補佐

病床削減・国保

保険局国民健康保険課企画法令課 菅原
医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室 坂井計画係長
医政局看護課 竹中人材確保係長 医政局医事課 扇屋課長補佐

自衛隊誘致

防衛省 防衛計画課 名尾 同施設計画課 野村

(了)

第11号様式の3 (第5条関係)

政務活動記録簿 (研修会参加)					
会派・議員名 太田 敦					
年 月 日	2019年7月24日～26日				
政務活動先	大阪府大阪市 大阪府保険医協会 MD ホール				
研修名	2019年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」				
参加者	地方議員、自治体職員他				
参加目的	女性・子どもの貧困、介護保険、国保都道府県単位化の実情を知り、対策を検討する				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	別紙、報告書のとおり。 女性の貧困、子どもの貧困事例、対応する政策、介護保険制度の今日的な問題と対応策、人口減少社会における自治体政策、憲法と生活保護、国保の都道府県化と今日の問題の具体的な現れ、課題と対策を学び、これからの自治体への提案など議会質問に活かす				
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	大阪難波	近鉄	大和高田－大阪難波	560 円	証1
	大和高田	近鉄	大阪難波－大和高田	560 円	証2
	大阪難波	近鉄	大和高田－大阪難波	560 円	証3
	大和高田	近鉄	大阪難波－大和高田	560 円	証4
	大阪難波	近鉄	大和高田－大阪難波	560 円	証5
	大和高田	近鉄	大阪難波－大和高田	560 円	証6
	宿泊費		内訳:		
	研修費	40000 円	内訳:研修参加費		31
	合計 43360 円 (すべて政務活動)				
備考	添付資料: 大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」案内(講座の日程、内容、講師)と参加申込書(コピー)、会場写真2枚				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

2019年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」のご案内

日頃より、住民のくらしと命を守る議員活動にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、大阪社会保障推進協議会（大阪社保協）では、議員の皆様の諸活動に必須となる社会保障制度に関する研修会を今年も企画いたしましたのでぜひご参加ください。

□各講座日程と内容（テーマは仮称）初日の受付開始時間は9時です。

	日程	テーマ(仮称)	講師
①	7月24日(水) 10時～13時	女性と子どもの貧困の実態と自治体での課題と具体的な政策を沖縄から学ぶ	堀川愛先生(沖縄子ども総合研究所・所長)
②	7月24日(水) 14時～17時	第7期介護保険制度の内容と自治体での課題	日下部雅喜先生(大阪社保協介護保険対策委員長)
③	7月25日(木) 10時～13時	介護保険65歳問題と共生社会を考える	雨田信幸先生(きょうされん大阪支部・事務局長)
④	7月25日(木) 14時～17時	人口減少時代の自治体政策を考える	中山徹先生(奈良女子大学教授)
⑤	7月26日(金) 10時～13時	憲法・生活保護の基本～基本的人権、生存権とはなにか	尾藤廣喜先生(弁護士・日弁連貧困問題対策本部副本部長)
⑥	7月26日(金) 14時～17時	国保都道府県単位化と自治体での課題	神田敏史先生(神奈川県国保制度改革担当職員)

□会場 大阪府保険医協会 MD ホール アクセス <https://osaka-hk.org/access>

□対象 全国都道府県・市町村議員

□規模 150人(入金順で登録します。振込予約は受付いたしません)

□申し込み 下記講座申し込み用紙記入の上必ずfaxまたはメールでお申し込みの上入金してください。

□研修参加費 40,000円(部分参加費はなし。昼食代は含まれておりませんので各自おねがいします)

□ホテル等は各自で手配をお願いします。大阪では現在ホテルの手配が大変難しくなっています。ホテル手配等ご希望があれば国際観光ビューローに直接ご相談ください。Tel)078-351-2110 担当)大村

□振込先 郵便振替口座 00970-5-30475 加入者名 大阪社会保障推進協議会

通信欄に「議員研修会参加費」とお書きいただき領収書の宛名・日付等書き方を正確にお知らせ下さい。入金確認次第領収書を送付いたします。7月1日以降キャンセルはお受けいたしません。

大阪社会保障推進協議会 fax/06-6357-0846 メール osakasha@poppy.ocn.ne.jp

問い合わせはfaxまたはメールでお願いいたします。

2019年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」申込書

ふりがな おおた 敦

(あいうえお順で名簿整理しますので必須)

☆氏名 太田 敦

☆都道府県名 奈良県

☆市町村名

☆政党名 日本共産党

☆連絡先(領収書等こちらからの文書送り先となりますのでもちろん明記してください)

住所 〒635-0023 都道府県

区・市・町・村

奈良県大和郡市日下町東本町12-25

Tel 0785-53-7102

携帯Tel

Fax

メールアドレス

☆領収書の書き方があればお知らせください

奈良県議会議員 太田 敦

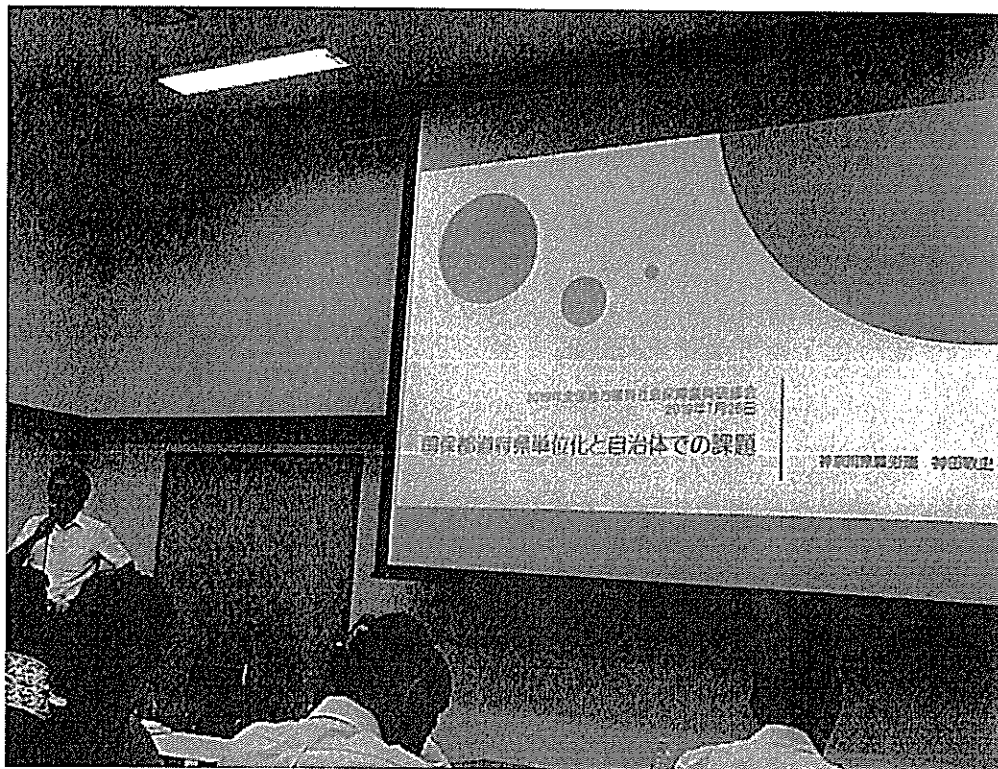
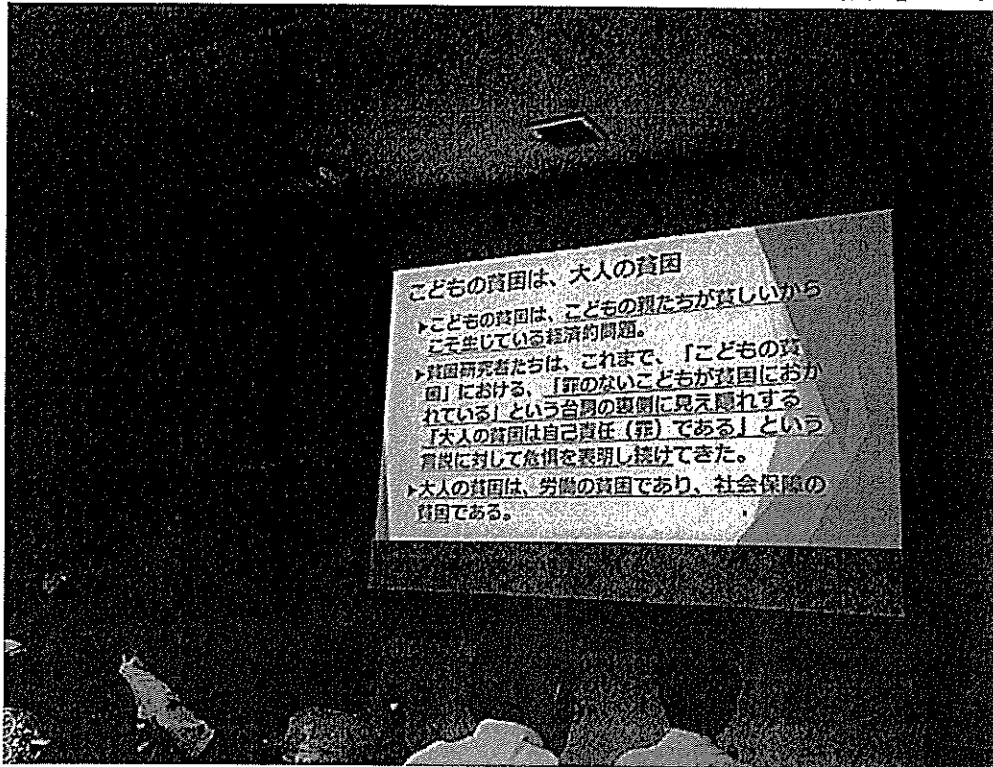
2019年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」では6つのテーマについて学びました。とりわけ印象に残ったのは3日目最後の講座は神田敏史先生による「保都道府県単位化と自治体での課題」という内容でした。

奈良県の2018年度の国保料の実態は40代夫婦子ども二人で年間所得300万円なら53万5497円(12市平均)で所得に占める割合は17.9%にもなり、負担の能力を超えています。

2018年度から、国は国民健康保険の「都道府県化」をスタートさせ、財政運営の責任は県が担当することになりました。奈良県は県内の保険料水準の統一を進めるとともに市町村が高い保険料を軽減するために行ってきた一般会計からの繰り入れをなくすことを求めています。これにより32市町村で国保料が上がります。保険料が統一される2024年度の一人あたり平均保険料は、3市村で30%以上、6町村で20~29%も上がる見通しです。

国民の4人に1人が加入し公的医療保険として重要な役割を担う国保が、他の医療保険と比べて不公平な状態に置かれ、住民に重い負担を強いていることは、制度のあり方として大問題です。その解決を図ることは政治の責任です。今日は国保の都道府県単位化をめぐる自治体の動きを振り返るとともに都道府県における課題についてわかりやすく教えていただきました。また、奈良県で進められようとしている地域別診療報酬については県外ではあまり広がっていないこともわかりました。

2019年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」2019.07.26



2019年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」2019.07.24

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 太田 敦					
年 月 日	2019年9月6日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2019年8、9月 (NO. 107) (135400 枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (122900 枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12500 枚)				
発行目的	6月定例奈良県議会の提案、議論 (質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化している (すべて政務活動)				
内容	・6月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、意見書提案、討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・奈良市庁舎耐震化問題で、市長と市議会が耐震化促進をしようとしたのに県知事が「移転新築」を提案し、議会が混乱したが、地方自治の原則に反してはいないかと、県知事がおこなった「横やり」をただした。 ・県が五條市に2000に滑走路付き防災拠点整備をすすめる検討を開始しているが、滑走路の必要性をただし、かつ、すぐにでも必要な防災拠点整備を先送りしている現実を指摘。直ちに防災拠点の整備、消防学校の移転開設をするよう提起し、意見を求めた。				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	91253 円	2.75 円×122900 枚×1.08 (消費税) ×1/4	44
	印刷代	関西共同印刷所	75330 円	279000 円 (135400 枚) ×1.08 (消費税) ×1/4	48
	合計 166583 円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2019年8、9月号 (No.107)				

注 発行した広報紙を添付してください。

二 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

具体的には、五條市に建設予定の
総合運動公園に遊歩道を建設する計画
と、桜井市のNATとしてならんと
農の郷村創造園際大空の新たな
賑わいづくりやセミナーハウスの建
設、奈良市中町の鮮魚市場の再建
設計画策定、平城宮公園の緑地対
策の検討と近隣の移転を期する調



6月定例県議会最終日の7月3日、山村孝徳議員が反対討論に立ちました。

開發計畫は許すな

要文要録 山村善相議員が日本
共産党を代表して反対討論。五條市
への滑走路計画について「なぜ突然
2000年の滑走路が必要となった
のか」「わが党は森林防犯施設整備
と消防学校の建設には、巨額の経費

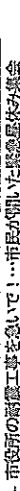
「新しい阪奈和新幹線」
構想!?

また、和歌山県桑名市・五條市・大和郡田原市などを統括し、リニア中央新幹線沿線駅（「桑名駅付近」に設置予定）と近畿四国臨海港を結ぶ「新しい新幹線」構想について「素はそこからでよかったのか。たゞ技術的に可能であつても必難航か」といふことが、国民の理解は得られなかつたと述べた。

井伊氏は記者会見で「難しけど、
リンダが、霊魂や土事を検討し
実現可能性を探っている」と意
欲を示しますが、リンダ中の新幹線
の東京大阪間全線開業は2027
年とされ、「新しい新幹線」開通は
実現しても8年以上先になります。

買ひ物や運送に便利な公共交通の
活性化など、人口減少社会に見合った
社会資本整備が必要ではないでしよ
うか。

奈良興の荒井知事が、重慶時代の



背景に「大宮通の
ロシエタ」の弾引
な推進

この書は、奈良公園と平城宮跡

地主住民や地主業者の要望から具
体化されたものではなく、知事
主導で押し進める姿勢に問題
があるのではないだろうか。

- 主なものとは次のとおり。
- 奈良公園バスターミナル整備 4.5億円
- 平成宮跡朱金門前の広場・建物等整備事業 8.72億円
- 同「体験館」用地取得等 1.36億円
- 県営プール跡地の高級ホテルを核としたにぎわいづくり 2.20億円
- 大立山（4基） 1億円

県民要求実現へ全力でがんばります

新しい所属委員会

新しい所轄委員会以下のとおりです。

要持此四照照六世本教夜亡今

 McGraw-Hill

金井半子撰...文教くらゐ...蘭部・蘭部抄抄撰蘭特別選

[illegible]

井田 故實見…瑞雲集 堀河公井在源氏筆迹特別顯著
刀部照心藏寶…摩王安寶、影日防英刈采博所安良

諸の統一地方選挙で、日本共産党議員因

4. 議論を導き出した。

サトウハチロー 三十七年四月廿一日

友和区團にも各人空閑究の押しつぱとに

こかい、暮らしと福祉優先の県政を求め、

世長可謂無人不國一國長安趙國

本公司已承蒙各界之愛護，業務日見發達，茲為擴大業務起見，特在天津設立分公司，凡我各界之愛護者，請向天津分公司接洽，定當竭誠服務，不勝感荷之至。

多くに支援をお願いいたします。

目次

五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

20 00 H. NO. 107

19年0月

十三年三月廿三日

01-2811 奈良市登大路町1丁目奈良県立総合資料館 074-9771681 F:074-9771682

4-1
ZEH1/17ZEH10VP1 1637C/17174/ME1

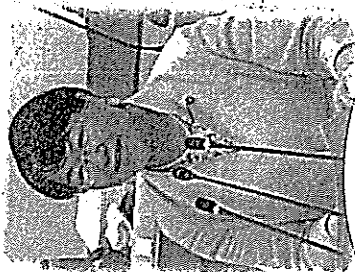
paraken-ic@forest.ocn.ne.jp

Abstract

県立高校問題、本委員を問う

県政運営の基

今井光子議員が代表質問



代表質問
今井光子議員

2019年6月25日

今井光子議員が奈良県を代表
し、県議会に代表質問を行いました。この中で、県立高校の現状と今後のあり方について、本委員を問うた。県立高校は、県民の教育の場として、重要な役割を果たしている。しかし、近年、財政難の影響で、授業料の値上げや、校舎の老朽化など、様々な問題が生じている。本委員は、これらの問題を解決し、県立高校の質を向上させることを求めた。

また、県立高校の整備と、県民の生活の向上について、本委員は、県民の生活の向上と、県立高校の整備を、両方とも進めることを求めた。県立高校の整備は、県民の生活の向上に大きく貢献している。しかし、近年、財政難の影響で、整備が遅れている。本委員は、これらの問題を解決し、県立高校の整備を進めることを求めた。

と、県民の生活の向上と、県立高校の整備を、両方とも進めることを求めた。県立高校の整備は、県民の生活の向上に大きく貢献している。しかし、近年、財政難の影響で、整備が遅れている。本委員は、これらの問題を解決し、県立高校の整備を進めることを求めた。

また、県立高校の整備と、県民の生活の向上について、本委員は、県民の生活の向上と、県立高校の整備を、両方とも進めることを求めた。県立高校の整備は、県民の生活の向上に大きく貢献している。しかし、近年、財政難の影響で、整備が遅れている。本委員は、これらの問題を解決し、県立高校の整備を進めることを求めた。

待機児童解消、保育士確保

小林昭代議員が一般質問



一般質問
小林昭代議員

2019年6月26日

小林昭代議員が一般質問に際し、2015年から子どもを育てる支援制度が充実したものの待機児童が増えている現状を指摘し、県民の生活の向上と、待機児童の解消を、両方とも進めることを求めた。待機児童の解消は、県民の生活の向上に大きく貢献している。しかし、近年、財政難の影響で、解消が遅れている。本委員は、これらの問題を解決し、待機児童の解消を進めることを求めた。

また、待機児童の解消と、県民の生活の向上について、本委員は、県民の生活の向上と、待機児童の解消を、両方とも進めることを求めた。待機児童の解消は、県民の生活の向上に大きく貢献している。しかし、近年、財政難の影響で、解消が遅れている。本委員は、これらの問題を解決し、待機児童の解消を進めることを求めた。

また、待機児童の解消と、県民の生活の向上について、本委員は、県民の生活の向上と、待機児童の解消を、両方とも進めることを求めた。待機児童の解消は、県民の生活の向上に大きく貢献している。しかし、近年、財政難の影響で、解消が遅れている。本委員は、これらの問題を解決し、待機児童の解消を進めることを求めた。

性犯罪法の見直しを 採択し、全会一致で賛成

日本共産党が提案した「性犯罪法の見直しを求める意見書」を、奈良県議会が全会一致で採択した。この意見書は、性犯罪の被害者に対する支援を強化し、加害者に対する処罰を厳格化する内容となっている。本委員は、この意見書を採択し、性犯罪の被害者に対する支援を強化することを求めた。



意見書を採択する本委員

総額256億円という大型の「奈良県令和元年度6月補正予算案」には、「大規模広域防災拠点の整備」2500万円（補助金負担率7000万円）、「四国国際空港・リニア中央新幹線接続新線の調査・検討」2500万円が計上されました。知事は抱いた「夢」(2018年12月26日「朝事定例会見」)を、具体化したものです。県の説明では「四国トラフ巨大地震等に備えた大規模広域防災拠点(2000㎡滑走路付)を五條市内に整備する構想を策定するため」としており、また、リニア中央新幹線接続新線は「奈良市付近駅」から五條市を通り「四国国際空港」に結び、リニア新文庫に関する調査・検討事業とされています。

日本共産党奈良県委員会は、同補正予算案には必要不急の大規模公共事業をすすめることが前提となっており、県民の理解が得られないものと意見を述べ、反対しました。

奈良県に必要2000㎡の滑走路が必要なのでしょうか。知事は、「リニアが来たら、その土が760万立方メートル出る。この土を使って、五條の大規模防災拠点をつくる」「南海トラフ地震があると大規模な滑走路があったほうがいい」というのは、(東日本大震災のとき)山形空港の例で言うと「さうだ」と言い、また、本会議で議員の質問に答えて「起爆半島全体の後方を滑走路としての機能を果たすため、自衛隊の論議を継続することができ滑走路を有する大規模広域防災拠点を整備したい」とも答弁しました。

また、総務調査委員会の山村幸徳議員の質問に答えて知事が

奈良公園内への高層ホテル建設 近隣住民の声を受け止めよ

奈良公園内の高層観光所跡地へのホテル建設工事めぐり、近隣住民から「大型車両が頻りに通行し粉じんの被害も多く、当初の説明と違う」「100年以上守られてきた自然環境が1週間で破壊され無残な姿に」などの声があがっています。

本委員は、建設委員会に「声をどう受け止めるのか」と質問。奈良公園理事長は「一部住民から苦情が寄せられたので工事業者に改善を求めた」と述べた。

この問題を巡っては、近隣住民が開業許可の取り消しを求めて奈良市建設委員会に審査請求しており、奈良地裁にも提訴され、現在、審理が続いている。

室次長は「県は、自衛隊駐地地を(今も)誘致する立場。県が整備をするものではないので、その意味合いで広域防災拠点を先行して進めている」と答弁。また、小林昭代議員も総合防災対策特別委員会で、ベリホート供託と説明していたことについて、コタタリだけではなくて、自衛隊の輸送車も到着できる2000㎡の滑走路はぜひ必要だ」と答弁。自衛隊駐地地誘致との関係を示唆している。

小林議員は、①誘致のために、五條市から大きな被害が予想される沿道まで行くには、陸路・数時間かかり短くはない、その陸路も地震の被害をうけているかもしれないと指摘。②五條市を中心とした1000㎡以内の中郡国際、四国国際、大阪国際の3つの滑走路と神戸、南紀白浜の地方管理空港、八咫宮の6つの空港が集中している。なぜ、奈良県に滑走路(空港)が必要なのか。③今後、新幹線建設など大規模建設が必要となり、もっと巨額のお金が必要になる。④南海トラフ地震に備えて整備をすすめている「アンカーロード」が完成していない現状をどうにか、巨大地震の発生は高い確率で必ずあるなか、2000㎡滑走路やリニア新文庫計画、あるいは自衛隊駐地地誘致などを付け加えて、急がれど広域防災拠点の整備をどんどん進められている県の姿勢を厳しく指摘。「アンカーロード」整備を急ぎ、老朽化した消防学校の移転建築を含む広域防災拠点施設の整備をすくなく進めよう」と主張しました。

広域防災拠点の整備は、先送りすることなく進めよ！

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 太田 敦					
年 月 日	2019年9月6日他				
表題と発行部数	太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2019年8月号 (28300 枚)				
対象者	大和高田市民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (25300 枚) とポスティング及び街頭配布等 (3000 枚)				
発行目的	6月定例奈良県議会における政務調査活動の報告と太田敦県議の県民要求にもとづく諸活動と結果を広報し、意見を求める				
按分率の説明	すべて政務活動と太田議員の調査活動				
内容	・大雨時、アンダーパスへの誤侵入をなくすための道路標示、安心安全の歩道・交差点づくりの要望を続け、一部実現したことを周知し、要求・要望を聞く ・6月議会建設委員会の論戦を広報 ・市内の遺族会、更生保護女性会などの総会、小学校の運動会に参加し、挨拶、交流し実情を聞いたことを紹介。障害者優先調達推進法にもとづく調達実績の資料を掲載し、この分野における課題をしめした、他				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	173880 円	161000 円 (27600 枚) × 1.08 (消費税)	47
	新聞折込代	奈良産経企画	75141 円	@2.75 円 × 25300 枚 × 1.08 (消費税)	43
	合計 249021 円 (100%充当)				
備考	添付資料：太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2019年8月号				

注 発行した広報紙を添付してください。



太田 敦の県議会報告

日本共産党奈良県議会議員

太田あつしがゆく！

自宅 住所 大和高田市日之出東本町12の25
電話&FAX 0745-53-7102

ブログ 「太田あつしがゆく！」 太田あつし 検索

2019年 8月
NO. 32

日本共産党奈良県議員団
奈良市登大路町30
奈良県議会内
tel 0742 (27) 5291
fax 0742 (27) 1492

6月定例奈良県議会報告



近鉄大和高田駅高架下の東西道路にも「冠水注意」の道路標識が出現しました。

アンダーパス安全策
大和高田駅高架下東西道路に冠水注意の道路標識が出現

奈良県議会6月定例会の建設委員会（7月1日開催）で、6月21日に発生した大雨で冠水した近鉄大和高田駅高架下の道路で1台の車が誤って進入し水没した問題を取り上げました。

アンダーパスの冠水問題で、道路標識をさまざまな努力がされていることに触れながら、新たな対策を講じる必要があることを求めた。7月12日、南北の県道に加えて東西の道路にも「冠水注意」の道路標識をカラー舗装が実現しました。（左下写真）

本格的に大雨が降る季節を迎えています。今後も、ドライバーや歩行者の皆さんに注意喚起ができるように、引き続き頑張ります。

災害や交通事故から 県民の命を守る県政へ

アンダーパス誤進入防止、安全安心の交差点・歩道へ要望と提案



向川、大田、所を市道とともに、市内の交差点、歩道の安全、安心の施策推進を求めて、田上土木事務所へ要望を出した。

市内の交差点・歩道
安全安心の交差点・歩道へ「ひと」優先の対応を要望

歩道で信号待ちをしていた歩行者が、突然、突っ込んできた自動車にはねられて死傷する悲惨な事故が続いています。

3人の大和高田市（日本共産党）市会議員とともに、高田土木事務所と県道における危険箇所への対応について聞き取りをおこないました。（写真）また、私とそれぞれの市議員、地元から寄せられている要望を伝えました。

高齢化社会がすすむなか、人を優先した道路や交通政策への転換が切実に求められています。

道路や交差点、歩道などで「ひよこした」経路や「こんなふう」に改良したら良いんじゃない！」提案なく、気が付いたことをお知らせください。

奈良公園内への高級ホテル建設

奈良公園内の高畑裁判所跡地へのホテル建設工事をめぐって、近隣住民から「大型車両がひんばんに通行し、粉塵の飛散も多く、当初の説明と違う」「100年以上守られてきた自然環境が1週間で伐採され

風致景観は守ると言っていたのに、森はほぼ伐採され無残な姿に！

県は近隣住民の声を受け止めよ

無残な姿に」などの声があがっています。

太田あつし議員が建設委員会で「住民の声をどう受け止めるのか」と質問。奈良公園室長は「一部の住民から苦情が寄せられたので、工事業者に改善を求めた」などと答弁。

この問題をめぐっては、近隣住民が開発許可の取り消しを求めて奈良市建築審査会に審査請求しており、奈良地裁にも提訴され、現在、審理が続いています。

●新しい所属委員会

改選後、所属する委員会は、引き続いて建設委員会に所属しました。そして新たに議会運営委員会と地域公共交通対策等特別委員会に所属、公共交通の特別委員会の委員長に就任しました。

ご要望、ご意見をお気軽にどうぞ。皆さんの願い実現へ、全力で頑張ります。

建設委員会

日本共産党が提案した「性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書」が全会一致で採択されました。

議会最終日本会議で、太田あつし議員が提案趣旨説明をおこないました。

意見書は、脅



日本共産党提案の 性犯罪法の見直しを 全会一致で意見書を採択

脅や不利益を示唆しての性行為や、現在は条例などで規制されている盗撮行為などを刑法に位置付けることを求めるものです。

市民と県政を結んで全力で頑張っています



初夏の運動会 陵西小学校運動会 活力をいただきました

6月1日、陵西小学校の運動会に参加しました。市内の小学校の運動会は秋に複数の学校の日程が重なり、いろいろな小学校の運動会に参加することは難しいのですが、陵西小学校だけが初夏の運動会になり、楽しみに行ってきました。

子どもたちの元気いっぱいの姿に活力をいただき、来賓のみなさんとも交流することができました。

2019. 06. 01 Saturday

12市の調達実績(2017年度)

市町村	件数	金額
奈良市	68	1248293円
大和高田市	10	18936136円
大和郡山	11	7795216円
大和郡八木	10	1987944円
大和郡五條	10	273866円
大和郡宇陀	*	2198600円
大和郡生駒	14	6825741円
大和郡高市	*	1631746円
大和郡八咫	185	6944149円
大和郡宇陀	5	564799円
大和郡八咫	4	1452460円
大和郡宇陀	7	475750円

障害者就業施設や在宅就業障害者の受注の機会を確保するために、国や地方自治体が施設等からの物品の調達をすめ、その需要の増進を図ることを目的に、「障害者優先調達推進法」が2013年4月から施行されています。2017年度の県内12市の調達実績が左表です。

同年、奈良県は118件2

287万9千円、県内全市町村合計では478件5739万9千円の実績でした。この数字は全国的には最下位グループに属します。

障害のある人が自立した生活をおくるためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。このため、障害者雇用を支援する仕組みを整え、障害者が就労する施設の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要です。各自治体とも、年度によって件数、金額が大きく上下する中、大和高田市は頑張っており、先頭を走っています。

データでみる
大和高田

障害者優先調達推進法にもとづく調達実績



大和高田市更生保護女性会総会が開催され、ご挨拶「ご写真」しました。更生保護女性会では一人ひとりが心豊かに生きられる明るい社会を目指すとともに、非行や犯罪に陥った人々を社会復帰させるための支援も、大きな目標として掲げておられます。青少年の悩みや思いを聞くことなどを通じて健全育成を目指して奮闘されておられることに、敬意と感謝の想いを伝えました。また、犯罪や非行のない明るい社会づくりに県議会においてもより一層の努力をしてくことを申し上げました。

2019. 05. 28 Tuesday

誰もが心豊かに生きられる明るい社会をめざして 大和高田市更生保護女性会総会で挨拶



大変な人気です
百歳体操
私約40分間のプログラムを受けましたが、体が少し軽くなったような感じがしました。

7月30日、地元の自治会でおこなっている百歳体操の当番にあたっているため、参加しました。3月から町内のではじまったこの体操は、みなさん、熱心で、参加者が非常に多く、現在は午前と午後に分けて行われています。

2019. 07. 30 Tuesday



平和と社会発展のため 一層の努力を決定
大和高田市遺族会総会で挨拶
4月29日、大和高田市遺族会総会に私も参加して、下記のご挨拶を述べさせていただきました。
皆様方には、日頃から平和と本市発展のために尽力いただいていることに深く感謝とお礼を申し上げます。戦後74年、この遺族の皆様方には大変なご苦労があったことと感謝いたします。私も、二度と悲劇を繰り返してはならないと日々、街頭などで平和の大切さについて訴えさせていただいているところです。(略)
大和の塔に行ってきました。奈良県の戦死者の6割以上にあたる1万5千5名余の方が南方の戦いで命を落とされたことを知りました。先の大戦において南方諸地域に赴くことになった本県出身者の尊い犠牲となられた戦没者の御霊のため沖縄に慰霊塔を建立することとは終戦以来、県民をあげての悲願であり、さまざまな協力を得て、昭和42年「大和の塔」が完成したという歴史も勉強させていただきました。次回はぜひ、慰霊塔に参加させていただきたいと思っております。
また、このように多くの犠牲の上にたつて、二度と戦争を繰り返さないことを誓った日本国憲法が制定されたことを確信いたします。私も引き続き、平和を守る一翼を担うことができればと、県議会においても、平和と社会発展のため、より一層の努力をいたします。皆様方にも更なるお力添えをいただければ幸いです。
皆様のご活躍とご優勝をお祈りいたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

2019. 04. 29 Monday

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 太田 敦					
年 月 日	2019年12月10日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2019年11月 (NO. 108) (131600 枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (119000 枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12600 枚)				
発行目的	9月定例奈良県議会の提案、議論 (質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化している (すべて政務活動)				
内容	・9月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、意見書提案、討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・消費税10%への増税など県民生活、地域経済に重大な打撃をあたえているなか、県財政を県民の暮らしによりそったものに転換するよう提起。大型ハコモノなど不要不急の事業に大金を投入する県予算の在り方に意見を述べた。 ・厚生労働省が病床数削減のために県内5つの公的公立病院の再編・統合について問題提起をしたことに、地域に貢献している5病院を守れと提案。 ・請願者による請願の趣旨説明ができるよう議会の改革を提案。一定の条件のもとではあるが請願者による請願趣旨説明ができるように改善の方向が確認されたことを知らせた。				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	89993 円	2.75 円×119000 枚×1.10 (消費税) ×1/4	71
	印刷代	関西共同印刷所	74800 円	272000 円 (131600 枚) ×1.10 (消費税) ×1/4	76
	合計 164793 円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2019年11月号 (No.108)				

注 発行した広報紙を添付してください。

全日本学生新聞のつりかたをのり紙で覆う

混亂招いた責任を問ふ

日本共産党
奈良県議会だより
2011年11月19日
日本共産党奈良県委員会
泉会議員 山村さち恵
泉会議員 会井 光子
泉会議員 黒倉静江
泉会議員 小林てつ子
泉会議員 太田あつし
30-6501 奈良市大宮30条泉会議員会
tel0742747531 Fax0742711492
メール naraiken-jcp@forest.ocn.ne.jp

30数年間おこなわれず、「昭和」の時代に行われたことがある」という書簡者による請願の趣旨説明が、今後、奈良県議会でも実現するかもしれません。重要なルールの見直しになりました。

引き続き、県民の声が届く議会をめざして奮闘する所です。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 太田 敦					
年 月 日	2019年12月10日他				
表題と発行部数	太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2019年11、12月号 (27900 枚)				
対象者	大和高田市民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (24900 枚) とポスティング及び街頭配布等 (3000 枚)				
発行目的	9月定例奈良県議会における政務調査活動の報告と太田敦県議の県民要求にもとづく諸活動と結果を広報し、意見を求める				
按分率の説明	すべて政務活動と太田議員の調査活動				
内容	・県民生活に大打撃を与える消費税10%への増税が断行されるなか、県民の暮らし応援の施策はおこなわれず、逆に、不要不急と思われる大型の「ハコモノ」行政がどんどん具体化されている県予算の編成を批判し、改善の方向を提案した。 ・大和高田市民と県政を結ぶ行動を写真とともに紹介した。具体的な訪問先は再編・統合が提起された公立公的病院の訪問、高田子どもセンター訪問、若ものの居場所・「ヒサかた」など。 ・県立高校に関する請願が4件提出され、すべての請願が不採択となったが、請願者の趣旨説明を委員会のできるよう準備をしたが、ならなかった。このため、議会改革の提案をおこない、部分的な改善が他				
編集・制作・ 発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	171600 円	27900 枚分	75
	新聞折込代	奈良産経企画	75323 円	24900 枚分	70
	合計 246923 円 (100%充当)				
備考	添付資料：太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2019年11、12月号				

注 発行した広報紙を添付してください。



太田 敦の県議会報告

日本共産党奈良県議会議員

太田あつしがゆく！

自宅 住所 大和高田市日之出東本町12の25
電話&FAX 0745-53-7102
ブログ 「太田あつしがゆく！」 太田あつし 検索

2019年11、12月
NO. 33

日本共産党奈良県議会議員団
奈良市登大路町30
奈良県議院内
tel 0742 (27) 5291
fax 0742 (27) 1492



決算委員会で知事（右端）に質問する太田あつし議員

消費税10%増税は大打撃

9月定例県議会
10月から消費税が10%に引き上げられました。

共同通信社が増税後に実施した世論調査によると、日本経済の先行きについて「不安」「ある程度不安」を感じているこの回答は計70・9%。県民の暮らしや経済に大きな打撃となっています。日本共産党奈良県議員団は「今こそ県民の暮らしを優先の県政運営を」と9月議会で訴えました。

山村幸博議員が討論に立ち、提出された21議案のうち一般会計補正予算と、食と農の魅力創造

国高に開く9.4議案不採も議員団は保護の言葉を聞きました

9月定例県議会には、県立高校に関する議案が提出されました。県立奈良高校体育館の耐震化を求め

造園大学校の実践オーベルジュ棟指定管理事業について「同事業が赤字続きで同校も定数割れが続いていることから認められない」と指摘し反対。また、遺跡考古学研究所を教育委員会から知事部局に移管する議案や、埋蔵文化財を破壊しかねない平城京トンネル構想をきび道路計画案に反対しました。

太田敦議員は昨年度決算認定について討論に立ち「税金は県民のために使われてこそ意味がある」とし、奈良公園バスターミナルについて「見直しが必要だ」との意見が出ている」と指摘

るものや普通科定数の大幅削減の見直しを求めるもの、関係者の意見を反映させることを求めるもので、生徒や保護者の切実な思いを反映した内容です。

本会議での採決の結果、日本共産党の4議員と日本共産党の会の一部議員が採決に賛成したものの、反対多数が採決をなしました。

太田あつし議員は決算委員会でも改めて生徒や保護者の切実な思いを訴え、保護者の意見を教育長に届けました。そして県立奈良高校の体育館は耐震化をして現体育館を使用できるようにするべきと求めました。

請願者による請願の趣意説明を認める方向 一歩前進です

9月議会で、県立高校に関する議案4本はすべて文教へ委員会で（今井光子議員）に付託されました。今井議員は「県民である請願者による趣意説明」を認めるよう準備をしましたが、他の議員の同意が得られず、実現しませんでした。全国には、請願者による請願の趣意説明を認めるルールが、多くはありませんが、あります。

日本共産党奈良県議員団は、議案運営のルールを改めて「請願者による請願の趣意説明が認められるように、開かれた議案」とし、各派代表者会議で提案。校討の結果、今後、事前に議案運営委員会に送り、紹介議員の説明では不十分である場合には分間の時間を確保し請願者による趣意説明ができるようにしました。

県民に関わった県議会への一歩前進です。引き続き、県民の声を届く議会を求め、議案運営を推進します。



討論 太田敦議員

（仮称）奈良県国庫芸術家村整備事業については「建設費だけで99億5000万円と大きいのが、事業の見直しは不透明」とし、反対しました。そのほかの議案には賛成しました。

9月議会で、県立高校に関する議案4本はすべて文教へ委員会で（今井光子議員）に付託されました。今井議員は「県民である請願者による趣意説明」を認めるよう準備をしましたが、他の議員の同意が得られず、実現しませんでした。全国には、請願者による請願の趣意説明を認めるルールが、多くはありませんが、あります。

日本共産党奈良県議員団は、議案運営のルールを改めて「請願者による請願の趣意説明が認められるように、開かれた議案」とし、各派代表者会議で提案。校討の結果、今後、事前に議案運営委員会に送り、紹介議員の説明では不十分である場合には分間の時間を確保し請願者による趣意説明ができるようにしました。

県民に関わった県議会への一歩前進です。引き続き、県民の声を届く議会を求め、議案運営を推進します。

9月議会で、県立高校に関する議案4本はすべて文教へ委員会で（今井光子議員）に付託されました。今井議員は「県民である請願者による趣意説明」を認めるよう準備をしましたが、他の議員の同意が得られず、実現しませんでした。全国には、請願者による請願の趣意説明を認めるルールが、多くはありませんが、あります。

日本共産党奈良県議員団は、議案運営のルールを改めて「請願者による請願の趣意説明が認められるように、開かれた議案」とし、各派代表者会議で提案。校討の結果、今後、事前に議案運営委員会に送り、紹介議員の説明では不十分である場合には分間の時間を確保し請願者による趣意説明ができるようにしました。

県民に関わった県議会への一歩前進です。引き続き、県民の声を届く議会を求め、議案運営を推進します。

「45億円のムダ使い」と批判受ける 奈良公園バスターミナル



「いつもガラガラ」
「しかも渋滞化を引き起こす」
今春、県庁のとなりにもオープンした「奈良公園バスターミナル」。奈良公園や県庁を訪れる人たちが自由に利用できた駐車場（260台）を撤去し、45億円を投じて建設されたバスターミナルとホテル・飲食店からなる複合施設ですが、「いつもガラガラ」と不評です。

5、6月の利用は約7000台で、当初見込んだ1万5000台の半数にも届きません。

乗客を降ろしたバスは往復1時間以上かかる駐機場に誘導されるため、観光バスの運転手からは「遠くで休憩時間が確保できない」と不評です。併設された300人収容のレクチャールームや飲食店、展示場なども利用がすすんでいません。

日本共産党は計画された当初から「新たな渋滞を引き起こす」「民間駐車場や奈良市ともよく協議し渋滞解消策を講ずるべき」と指摘してきましたが、県は「時代の最先端の渋滞解消策」と説明し、県議会も日本共産党以外はほとんど批判せず進んでいきました。

予測通りの展開となった今回の事態。今からでも反省し、施設のあり方について再検討するべきです。

奈良公園内の渋滞解消」を目的に建設されたにもかかわらず、新たな渋滞を引き起こしています。

日本共産党は予算委員会でも今井議員、決算委員会でも太田議員が追及しました。

荒井知事は施設の利用方法について一部改善をする方針です。しかし一方で「観光バスが民間駐車場に流入しているのが問題」「大仏だけ見に来る人は来なくていい」などと述べたことが波紋を呼んでいます。

利用しにくく、観光客のニーズに合わない施設のあり方の再検討を

済生会奈良病院・同中和病院・同御所病院・県リハセン・吉野病院を厚生労働省が名指し

公立・公的病院の再編・統合の押しつけやめよ —県内5病院守れと県知事に要望

厚生労働省は9月26日、病床数を削減することを目的に公立病院など全国424の病院について、再編や統合が必要として「再検証」を行い、病院名を公表しました。県内では5病院(済生会奈良病院、済生会中和病院、済生会御所病院、奈良県総合リハビリテーションセンター、南和広域医療企業団吉野病院)があげられています。厚生労働省が424病院を選んだのは近隣に同程度の実績を持つ病院があるなどの機械的基準によるものです。

日本共産党県議団は「地域医療を崩壊させる『再検証』に強く抗議し撤回を求める」とする申し入れを県に申し行いました。

「それぞれの病院が持つ歴史的な役割や機能が全く考慮されておらず、病床削減のための再編の押しつけをやめるよう国に求めるべき」と要請しました。



それぞれの病院の役割や機能を無視し、単純に病床数削減はごとうべきではありません

市民と県政を結んで全力で頑張っています



奈良県府内子ども児童相談センターで開かれた

すべての子どもの安全と安心を守るために

大和高田市にある「奈良県高田子ども児童相談センター」へ日本共産党議員団 所すむ大和高田市議 いくかわ真也御所

速報

耐震不足が指摘され使用を停止している奈良高校体育館の仮設木造体育館建設工事の入札は、業者が決まらず、うまくいっていません。奈良県は、これ以上遅らせることは出来ないとして、現体育館の耐震補強を含む、計画の抜本的見直しの検討をはじめました。



右側と地域をつなぐ
若者の居場所・「ヒサかた」を視察

仕事を終えてしまったり、進路が決まらないうちで社会での所属を失いつつある中学卒業から40歳未満の若者の居場所を作ろうと「ヒサかた」が、いかに若者の心を離れてもらえないように、開設した貴重な経験を聞かせてもらいました。

2019. 08. 22 Tuesday

市議で視察に行ってきた。市議「本気で入札人員が公開され、マスコミなどで報道される痛ましい虐待死亡事例が立て続けに起こっていること、児童虐待に関する社会的関心が高まり通報が増加したことなどにより、センターの役割が注目されています。」

2019. 08. 22 Tuesday



連帯の力を平和を

11月8日、安倍改憲阻止! 辺野古埋立て即時中止! 近畿大和八木駅前集會に参加。私も連帯のあいさつの中で「安倍改憲三原則は憲法9条に自衛隊を書き込むなどの改憲実現への執念を見せつけます。憲法9条に自衛隊を書き込むのは9条2項の戦力不保持・交戦権否認の規定が空文化・死文化し、海外での武力行使のために自衛隊を派兵することに繋がります。国民も自衛隊員も危険にさらされる改憲は阻止しなくてはなりません。」と訴えました。

2019. 10. 27 Sunday

毎年恒例の大和高田市手をつなぐ育成会など多くの皆さんの支援で開催される「福祉まつり」。



2019福祉まつり

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 太田 敦					
年 月 日	2020年1月10日他				
表題と発行部数	太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2019年12月号(12月定例県議会質問告知・議会傍聴呼びかけ) (25900 枚)				
対象者	大和高田市民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (24900 枚)、ポスティング等 (1000 枚)				
発行目的	12月定例県議会で、太田敦議員がおこなう本会議質問の視聴、議会傍聴を呼びかける。 意見を聞き、要求を聴取し、議会活動に反映するため。				
按分率の説明	すべて政務活動				
内容	12月定例県議会本会議でおこなう太田敦議員の主な質問内容を知らせ、議会傍聴を呼びかけ、また自宅等においても奈良テレビの議会中継、インターネット中継を視聴するよう呼びかける 県民により身近な県議会とするために活かす				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	58850 円	53500 円 (25900 枚) × 1.10 (消費税)	97
	新聞折込代	奈良産経企画	75323 円	@2.75 円 × 24900 枚 × 1.10 (消費税)	87
	合計 134173 円 (100%充当)				
備考	添付資料：太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」(12月定例議会質問告知) 2019年12月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

12月定例奈良県議会

太田あつし議員が

日本共産党
大和高田市区

一般質問をおこないます

ぜひ、議会傍聴にお越しください！
奈良TV中継や県議会インターネット配信を視聴してください

12月2日開会した12月定例奈良県議会で、日本共産党の太田あつし議員が一般質問をおこないます。

日時：12月10日（火）この日①番目 午後1時から

* 本会議は午後1時に開会。太田議員の質問がすぐに始まります。

太田あつし議員の主な質問

- それぞれの地域に欠かせない公立公的病院の再編・統合の押しつけをやめるよう、国に求めるべき
病床数を削減するために全国の公立公的病院の「再編・統合」を検討するよう厚生労働省が提案。県内5病院が含まれています。
地域で大切な役割を果たしている病院は、地域にとって欠かせません。住民、自治体、関係者の声をよく聞くべきです。
- 県民を受動喫煙から守り、健康増進を図るために「奈良県受動喫煙防止条例」の制定を求めます
- 県立高校の募集定員の確定には、入学希望者や保護者から広く意見を聞き、県民の合意形成が欠かせません。
これ以上の学校削減はすべきではありません
- 県立奈良高校の仮設木造体育館設置工事
仮設の木造体育館設置計画は入札が繰返し不調に。結果、工事費4000万円余増額、使用は半年遅れとなっている。どこに責任があると思うか。
- 旧高田東高校跡地活用は責任をもって、真剣な検討を
- 大雨被害など自然災害が激甚化するなか、河川堤防の越流や内水氾濫などの災害を防止するため、流域市町村と連携し、「家屋の浸水被害ゼロ」へ、あらゆる対策を確実に推進を



太田あつしがゆく！
太田あつしの県議会報告

2019年12月4日
議会質問告知号
日本共産党奈良県議会議員団
県会議員 太田 敦

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 太田 敦					
年 月 日	2020年2月10日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2020年1月 (NO. 109) (131200 枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (118800 枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12400 枚)				
発行目的	12月定例奈良県議会の提案、議論 (質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した (すべて政務活動)				
内容	・ 12月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、意見書提案、討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・ 県民から寄せられた要求の実現を求めて、新年度予算編成にあたり「予算要望書」にまとめ、知事に提出。内容を紹介し、意見を求めた。 ・ 県民の内心の自由に踏み込む「政治意識調査」について、憲法に反するもので、自治体の中立性にも反しており、県がおこなうべき事業ではないことを指摘し、すべての事業の中止を求めたことを紹介し、意見を求めた。 ・ 12月県議会の議案に対する各会派、議員の論戦と態度を示した。読者の意見を求め、議会論戦に活かす。				
編集・制作・ 発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	89842 円	118800 枚分×1/4	102
	印刷代	関西共同印刷所	74250 円	131200 枚分×1/4	103
	合計 164092 円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2020年1月号 (No.109)				

注 発行した広報紙を添付してください。

12 馬來亞與新加坡

日本非難聲はほかの野党とも力を
合わせ、政治の私物化を許さず、国
民の音が届く政治に実現へ力を尽く
します。

さらに、東京都港区白金にある
良施設、ときものもち、について
売り上げ目標を達成しても順が支
つていく数割の半分しかならず最
初から計画に無理があり、負担金
決定は妥協とは言えない」と指摘し
貸与用を売却すべしと。

また、知事および副知事の給与および旅費に關する条例の改定については、消費税増徴など県民のくらしが大変な中知事などの増収手当のみを上げば県民の理解が得られず、反対しました。その他の議案には賛成しました。

奈良県立体育館の対応は生徒・保護者
の声をきくも一読者のため二読者に反対



田太

渡り不遇に終わった東立泰良高校長

新年臨盆、萬望、

五福臨門「萬家春」

電話 03-3463-1111

2頁目にわたるが、
 歴代諸帝の項目は
 次のとおり。

- 山村義徳
議院代表
質問の果
於三月廿二

警備を怠ら
している定
域防衛拠点
と0000
は、前線に
ついて見

通しの立たない滑走路計画は見直し
て、防災拠点整備を優先すべき」と
問いました。

最新の国府隊機が離発着する滑走路延伸は、航空法に基づいて空港と同等の施設を整備することになり、土地の造成など莫大な費用が必要とする。また、他府県と共同で使用する施設を奈良県の負担だけで整備する事は出来ず、

荒井知事は「大規模災害発生時に、空からの救援という新しい取り組みは他県の知事さんからも注目されている」と建設の意義を述べましたが、自衛隊の訓練の場となつて着陸施設への要請に答へていません。

引を続ち、広域防災拠点整備
の取組を推進してまいります。

[illegible]

を解消するには、救護費の増大
とともに業務量を削減する必要
がある」と救護長の考えをただ
したほか、国民健康保険の負担
軽減、文化財保護や行政機関

滑走路建設より防災拠点の整備を
優先すべき 山村幸穂議員が代表質問

山村穂議員が代表會館



細工師は、高麗の、
（以下、手書きの文字がほとんど判読不能）

日本共產党

[illegible]

NO. 109

2020年1月

日本共産党奈良県会議員 東会議員 山本さち恵
会井 光子
小林てるよし
太田あつし

630-8501 奈良市登大路30奈良県議会内
TEL0742275291 Fax0742271492

maraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

自由主義 主義	自由主義 派	民生主義	新銳の 名	外務外 相	健康の 状	公明堂	自民党 党首
青木	〇10	〇B11	〇1	〇4	〇4	〇3	〇2
青木	〇10	〇B11	〇1	〇5	〇4	〇3	〇2
青木	〇10	〇B11	〇5	〇5	〇4	〇3	〇2
青木	〇10	〇B11	〇5	〇5	〇4	〇3	〇2
青木	〇10	〇B11	〇5	〇5	〇4	〇3	〇2
青木	〇10	〇B11	〇5	〇5	〇4	〇3	〇2

○貴成、◎反對、所曰謀長、選曰解決案、選曰數字は指員致

県民の内心の自由に踏み込む 「政治意識調査」は中止を

首長の好感度、デモ参加の有無など問う内容
促するハガキが届いたことから「回答者が特定されているのか」との問い合わせもありです。

奈良県が実施した「政治意識調査」に批判の声が寄せられています。

この調査は県民2000人を抽出し郵送で返信を求めますが、その質問項目が各種選挙の投票先やその理由、首相・知事・居住地域の市町村長の好感度、デモ参加や請願署名の経験の有無などに及んでおり、「答えたくない」「いったい何の分析に使用するのか」との声があがっています。

また、回答を保留していると返信を催促するハガキが届いたことから「回答者が特定されているのか」との問い合わせもありです。

山内幸親議員は代表質問で「県民の思想や内心の自由に踏み込む内容で、行政の中立性に反し、これを県行政が実施することは認められない」と知事の考えをただしました。

荒井知事は「回答者の匿名性は保護した上でクロス集計し、投票意向向上に役立てる」「中止するつもりははなく、今後さらに市町村長や県議へのインタビューなど

批判を受けて一部見直しも。

と2次調査を行う」と答弁しました。しかし、その後も報道が相次ぎ、県議会の最終日には「今後の執行中止を求め、決議」が議員提案（決議案）は18対23で否決。知事は後日の記者会見で今後行う2次調査の内容を一部変更する考えを示しました。

日本共産党奈良県議団は引き続き続き、追及して参ります。

地域に欠かさない役割・公的病院の再編統合の押しつけやめよ



一般県民 大田 敬一郎
公的病院は一般民間で公立の医療機関の再編統合について取り上げました。厚労省が全国424病院（県内5病院）を統合して「再編統合」の押しつけがましいことを批判し、県内でも病院が閉鎖されていることを紹介し、「地域医療を支える医療機関の努力にと

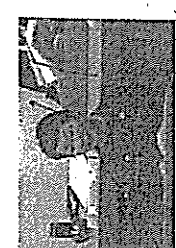
なるべき」と断然前置きありの統合の押しつけをやめようと呼び求めると知事への考えをただしました。

荒井知事は「公的病院はあくまで民間も含め医療機関の分化と連携を取り、全国の手本となる『地域医療構想』を実現したい」と述べましたが、政府による統合の押しつけは民間病院も巻き込む医療格差を招きます。

日本共産党議団は11月初旬に、名前があつた各生全中病院と県総合リハビリテーションセンターを訪ね、懇話しました。県内3つの生全病院では「無断で診療」を積極的に取り入れ、お金のあふないなかで、安心して診療を受けることが出来る取り組みを行っていることなどの説明を受け、県総合リハビリテーションセンターでは通達に賛意をもつ子どもたちの通達所として児童発達支援センターがあり、診療の時間を延ばして療育医療が受けられることとしました。

大田議員は、今回の国の公立・公的病院の再編の動きを追う医療機関の名義は、地域の医療と住民の声を踏まえない「（医療の）削減あり

文化財の防火対策推進を 日本共産党提案の意見書を全会一致採択



意見書を提出する
小松議員

日本共産党が提案した「文化財の防火対策の推進を求める意見書」が全会一致で採択されました。意見書は10月31日に発生した神戸県の首里城火災を受け、文化財の防火設備の更新や人材確保への支援を求める内容です。小松議員が本会議員総会最終日に提案（左写真）しました。

き、の、まったく合意性のないものと批判しました。

国保の基金積み増し「墨字分は 県民の負担軽減に

厚生委員会 小林照代議員

小林照代議員は厚生委員会、国民健康保険の基金積み増しをめぐって「財政調整基金」について「市町村の負担軽減に活用すべき」と県の姿勢をただしました。

担当部長は「基金は国庫財政の安定化が目的と述べた。小松議員は改めて墨字分の質は健康の維持であり、負担軽減に活用すべきと意見を述べた。

学校給食のメニューをしっかりと見直し、県民の食生活に合ったメニューを提供する。新日本婦人の会が、学校給食の安全確保を申し入れた。



グリホサートなど発がん性物質のチェックを

日米FTA締結に伴って、輸入小売に含まれる発がん性物質「グリホサート」の量が増加したことで、学校給食への影響が懸念されています。新日本婦人の会が、学校給食の安全確保を申し入れた。奈良県では現在、グリホサートに由来する検査項目を増やすとともに、パン・食に使用される農薬の品質向上に取り組んでいます。輸入小売との価格競争が激しく、ほとんどの生産者がいません。が、輸入小売は日本の大抵の、立場で農業を大切にすることを決意しています。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 太田 敦					
年 月 日	2020年3月9日他				
表題と発行部数	太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2020年2、3月号外 (27000 枚)				
対象者	大和高田市民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (24000 枚) とポスティング及び街頭配布等 (3000 枚)				
発行目的	1 2月定例奈良県議会における政務調査活動の報告と太田敦県議の県民要求にもとづく諸活動と成果を広報し、意見を求める				
按分率の説明	すべて政務活動と太田議員の調査活動				
内容	・ 阪神淡路大震災から25年。自分自身の被災の体験、ボランティアへの参加の経験を紹介し、いのちと暮らし、人権を守る災害に強い地域づくりへ「地域防災」について、ともに考えようと呼びかけ。 ・ 思想や内心の自由を踏みにじる奈良県の「政治意識調査」について、なにがいけないのか、議員提案による調査中止を求める決議をめぐる議論を詳報。継続調査と結果公表を中止するよう求めるなどの一般質問内容を広報。 ・ 香川県徳島県への行政視察とその成果を報告。福祉避難所の設置状況を示し、各地域に福祉避難所設置を提言した。 ・ 広報を通じて、出された意見や相談などを議会質問等に反映する。				
編集・制作・ 発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	170500 円	27000 枚分	119
	新聞折込代	奈良産経企画	72600 円	24000 枚分	120
	合計 243100 円 (100%充当)				
備考	添付資料：太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2020年2、3月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

市民と県政を結んで全力で頑張っています



新年度の奈良県予算編成にあたり予算要望 地域防災力の向上など252項目

県民の皆様から寄せられた要望(重点要望5項目、個別要望252項目)をまとめ、知事に提出。知事と懇談し、その実現を求めました。

奈良県は、大規模災害の発生に備えて2000以上の滑走路付きの「大規模災害広域防災拠点」施設建設(五條市)などを打ち出し、自衛隊幹部と相談しながら同施設を自衛隊駐屯地地との働きかけを強めています。予算要望では、不急の巨費を投じる公共事業ではなく、老朽化した県消防学校の建て替えや市町村の地域防災計画の更新、ハザードマップの更新をはじめとした市町村支援や県民の自助努力を支援するソフト対策を強め、地域防災力の強化をきっちり支援するように求めました。



殺処分ゼロ! 地域猫活動をひろげよう TNR活動などすすめ殺処分ゼロに!

「殺処分ゼロをめざす奈良県議会議員連盟」の一員として1月21日、宇陀市にあるアニマルパークへ行ってきました。

普段は子どもたちが動物とのふれあいやボニーの乗馬体験などで賑わう場所です。

この施設では地域で保護された犬や猫が運び込まれます。2018年では1031頭でそのほとんどが仔猫でした。そして84頭が殺処分されている状況に心を痛めている県民が多く、何とかゼロにできないかと、県議会としても超党派で取り組みが進められています。

大和高田をはじめ県内でもボランティアの皆さんが猫の譲渡会を開催したり、県と県民による地域で暮らす猫に避妊や去勢手術を行って、もう一度地域に戻すTNR活動など「地域猫活動」の取り組みが広がっています。

殺処分ゼロへの願いにこたえるために私も議員の中で役割を果たしていきたいと思っています。

福祉避難所を各地域に

災害の犠牲者の多くは高齢者や障害のある人、乳幼児や妊産婦、言葉の理解が十分でない外国人など。災害対策基本法では「要援護者」として名簿をつくり、支援者を決めておかねばなりません。そして、「福祉避難所」を普段から設置しておくことになっています。

奈良県内の福祉避難所は、福祉施設や公民館、学校など243箇所が指定されています。収容可能人員は1万5000人。高取町など5町村は0、11の市町村は1箇所にとどまっていますが、大和高田市も含まれています。(右表参照)

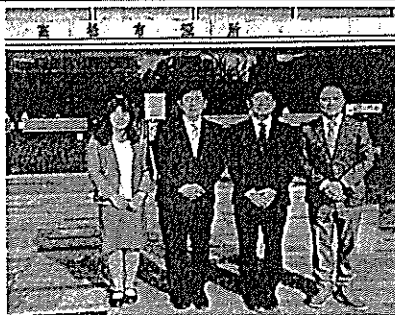
共産党奈良県議団は、障害や高齢であるなど避難をするときに専門的、福祉的対応が必要な方が安心して避難することができるよう「福祉避難所」をもっと数多く設置するよう求め、一般の避難所に「福祉避難スペース」を設置することも提案しています。

データでみる 大和高田

福祉避難所数

2019.3.31現在：県地域福祉課

奈良市	56
大和高田市	1
大和郡山市	4
天理市	10
橈原市	43
桜井市	7
五條市	9
御所市	13
生駒市	7
香芝市	10
葛城市	11
宇陀市	12
山添村	1
平群町	4
三郷町	1
斑鳩町	1
安堵町	2
川西町	1
三宅町	2
田原木町	5
御杖村	1
曾爾村	0
明日香村	5
高取町	0
上牧町	15
王寺町	1
広陵町	6
河合町	1
吉野町	2
大淀町	3
下市町	1
黒滝村	2
天川村	1
野迫川村	0
十津川村	2
下北山村	2
上北山村	0
川上村	1
東吉野村	0
県計	243



高松市役所前で

日本共産党大和高田議員団(4人)と太田敦典議員と沢田洋子、向川征秀、所進各市議は1月14日、15日に徳島県鳴門市、香川県高松市に視察に行きました。

鳴門市では中小企業振興策「エコノミックガーデニング」について説明を受けました。行政が企業訪問に取り組み、信頼関係を作って産業振興や企業間連携、新規起業や新商品開発の補助など、地道な事業を積み重ねる成果を上げていました。

高松市は、聴覚障害・難聴の方などが障害の特性に応じてコミュニケーションの方法を選択できるように条例を定め、パソコンのタブレットに話しかけるとほぼ同時に文字が画面に「リポート」の機能をはじめソフト・ハード両面で充実に取り組み中であることを知り、これからの施策は奈良県内の市町村でも苦勞をしているもの。身近な自治体で役立たせようと思います。

中小企業振興策「エコノミックガーデニング」 鳴門市と「障害の特性に応じたコミュニケーション」条例 閣議行政視察 日本共産党大和高田議員団 1月14日・15日

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 太田 敦					
年 月 日	2020年3月19日他				
表題と発行部数	太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2020年3月号外 (25000 枚)				
対象者	大和高田市民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (24000 枚) とポスティング及び街頭配布等 (1000 枚)				
発行目的	2月定例県議会においておこなう太田敦議員の代表質問を告知し、傍聴・TV視聴等と呼びかける。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急の行動等を広報し、注意事項などを周知する。				
按分率の説明	すべて政務活動と太田議員の調査活動				
内容	・ 2月定例奈良県議会でおこなう太田敦議員の代表質問の日時、主な内容を周知し、議会傍聴、TV・インターネット配信の視聴と呼びかける。 ・ 新型コロナウイルス感染拡大対策で緊急におこなった調査活動、要望活動を紹介し、県民救済の対策推進と県民個人個人がおこなう注意点などの周知を図る。 ・ 広報を通じて、出された意見や相談などを議会質問等に反映する。				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	86790 円	25000 枚分	125
	新聞折込代	奈良産経企画	72600 円	24000 枚分	134
	合計 159390 円 (100%充当)				
備考	添付資料：太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2020年3月号外				

注 発行した広報紙を添付してください。



太田 敦の県議会報告
日本共産党奈良県議会議員

太田あつしがゆく！

自宅 住所 大和高田市日之出東本町12の25
電話&FAX 0745-53-7102

ブログ 「太田あつしがゆく！」 太田あつし 検索

2020年 3月
号 外

日本共産党奈良県議員団
奈良市登大路町30
奈良県議会内
tel 0742(27)5291
fax 0742(27)1492

2月定例奈良県議会

太田 敦 議員が 代表質問をおこないます

ぜひ、議会傍聴にお越しください！
奈良TV中継や県議会インターネット配信を視聴してください

2月26日開会した2月定例奈良県議会で、日本共産党の太田あつし議員が3月4日、代表質問をおこないます。日時と主な内容は以下のとおり。

日時：3月4日(水) この日3番目 午後4時頃

*前の質問者の時間によって前後することがあります。

太田あつし議員の主な質問

○新型コロナウイルスに対応する医療体制の確立を すぐに

新型コロナウイルスによる肺炎が国内に拡がる中、重篤化する患者増に備え、政府は医療体制を、感染症指定の医療機関だけでなく一般の医療機関に外来対応を広げるとしている。また、地域の医療機関との役割分担をすすめる入院提供体制を整備するとしている。奈良県としても早急に医療体制を確立すべき。

○新型コロナウイルスの影響をうけた事業者への金融 支援について

県内の中小 事業者の営業を守るための、さらなる支援が必要です。

【裏面に関係記事の特集】

○政治意識調査は公表も含めて中止を

○県域水道一体化について

技術職員の募集・採用も抑制され、専門職の技術の継承が困難になっている。広域化のなかで水道職員がいつそう減らされる。大規模災害時に対処できるのか。水道事業をどうするかの議論を住民参加でおこなうべき。

○ジェンダー平等 パートナーシップ宣誓 制度の導入を

○地域猫活動に県として支援を

○地域医療構想について



2012年、今から8年前になりますが、小学校の通学路の安全性を高めるために奈良県は、「通学路安全対策推進会議」を設置し、通学路の緊急合同点検に取り組みました。国と県、市町村、警察、教育委員会が力を合わせて、現地点検をして危険箇所を特定。対策が必要と判断したところを「対策必要箇所」としました。

対策必要箇所は全県で1341か所。大和高田市は30か所でした。以下のとおりです。

確認対策必要箇所数	30
事業主体別	
国	3
県	8
市町村	16
教育委員会	2

* 通行する児童生徒があるため合計数は異なります。

子どもたちの通学路、 通園・園活動路の 総合的な安全点検の 実施を

JR・その他 2

対策必要箇所については、○対応が可能なものは速やかに対策に着手、○道路の拡幅などが必要なものは、さらに対策の検討をすすめることとされています。そして、2019年3月末時点で1323か

所の対策が完了したと報告されています。

進捗率は99%です。しかし、同会議では、現時点でも「歩道の連続性が確保されていない」「歩行者の視点にたった面的な歩行空間不足」の箇所が残されていると指摘しています。

終了宣言をしたわけではありません。

学校統廃合や転居による転校などで児童生徒にとっての新しい通学路が出現しています。

痛ましい事故がおこっています。保育園・幼稚園の通園・園活動路の安全点検、危険なブロック塀チェックなど新たな通学通園の安全性確保の要請もあります。今、改めて通学路、通園路の総合的な安全点検の実施と「すぐやる」対策の推進が求められています。

新型コロナウイルス対策

専門家の知恵集め、 財政出動の抜本強化を

新型コロナウイルスによる感染の広がりが心配です。

奈良県も「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、県庁などに相談窓口を設置、保健所長や市町村、医療関係者などへの通知、県民に対しては咳エチケットや手洗いの励行呼びかけ、外国語表記の注意喚起ビラ配布などを行いました。

また、1月に入ってから保健防本部への搬送時の注意や救急車の消毒の徹底などより詳細な通知、宿泊業者等事業者への通

知をとおさないました。

2月5日には「帰国者・接触者相談センター」・「帰国者・接触者外来」を設置。2月7日には、中小企業・小規模事業者を対象にした融資を設けました。検査キットの確保、マスクや消毒液の購入と配置なども準備1100万円を執行(2月14日)する予定です。

県旅館・ホテル生活衛生同業組合と同奈良支部は2月17日、予約客のキャンセルが1億3000万円を超えるなど宿泊者が激減していることから、県の支援を求める要請書を提出。県民の不安は広がり、県民生活にも大きな影響を与えています。

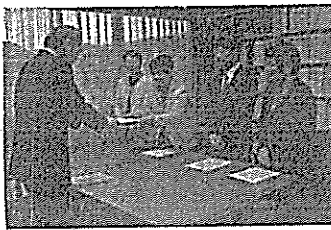
奈良の旅館ホテル業者の願い国会へ
衆院予算委で官本徴議員

2月18日、衆院予算委員会で日本共産党の宮本徹議員が質問した。1月にバス運転手の感染が確認された奈良県の旅館ホテル生活衛生同業組合の要望書ではインバウンド宿泊客を喪失しただけでなく、風評に

よる邦人宿泊観光客も激減しており、手まわしというところで、データをみると、国内の観光客の方が多いとキャンセルがたかさんでいて、国内観光客向けの誘客対策の実行、さらなる緊急資金繰り支援を」と、政府に対策を求めました。

奈良の旅館・ホテル事業者の皆さんの訴えをいち早く政府に届け、支援拡充を求めました。

正確な情報発信、
早い対応を
共産党奈良県団が県に要望



具体的な対策を求めて県に要望書を提出

議員団は1月28日、荒井正智知事に「新型コロナウイルスに関する具体的な対策強化を求める緊急申し入れ」をしました。

【上写真】県議会共産党議員団は、県民生活に深刻な影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症の被害を軽減し、観光客への対応について関係機関に徹底すること、外国人観光客への相談にのってくれる医療機関などわかりやすい情報の提供など具体的な対策を示すよう求めました。



新型肺炎「観光客8割減」
「お水取り」の3月の予約が全く入っていない

旅館ホテルを訪問

太田敏、山村幸穂両議員が市内の旅館・ホテルを訪問。そこでは、「中国からの観光客を中心に、2月の予約キャンセルが相次いでいる。新規予約も入っていない」「3月、4月、5月の春の観光シーズンの予約が全く入っていない。修業旅行などがキャンセルになると致命的」などの現状を聞き取りました。

県や県への要望として「一時的な災害なので、思い切った支援を」「誰でも使えるように融資制度の柔軟な対応をして欲しい」などの声も聞かれました。

土産物店を訪問

東大寺前前の土産物店を訪問、聞き取り【上写真】を行い、「観光客は8割減、売上は7割減している。見通しが持てないことが不安」「小さい店なので融資制度があっても借られない。直接支援も考えて欲しい」など切実な声が聞かれました。議員団は、県や国に対して、調査の結果に基づいて要望を行う予定です。

共産党奈良県団が影響調査

日本共産党奈良県団は2月17日、観光客が激減している奈良公園を中心に奈良市内で、新型コロナウイルス感染による観光客の減少を調査した。

旅館・ホテルや観光関連事業者の願いを
政府要望(2月27日)で国に届けました

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 太田 敦					
年 月 日	2020年3月29日他				
表題と発行部数	太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2020年3月 (27000 枚)				
対象者	大和高田市民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (24000 枚) とポスティング及び街頭配布等 (3000 枚)				
発行目的	2月定例奈良県議会における太田敦県議の質問と県民要求にもとづく諸活動と成果を広報し、意見を求める				
按分率の説明	すべて政務活動と太田議員の調査活動				
内容	- 新型コロナウイルス感染症拡大を防止する体制の整備を求め、影響をうけている県内事業者支援策を提起した質問を紹介する。国会要請、県への要望、また聞き取り活動により得たことを広報し、住民に対策の取組を呼びかける。 - 避難行動要支援者の名簿作成の状況を知らせる。予算議会で取り組んだ「予算組み替え提案」を紹介し、1%以下の組み換えで住民要求が実現することを示した。 - 広報を通じて、出された意見や相談などを議会質問等に反映する。				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	166100 円	27000 枚分	136
	新聞折込代	奈良産経企画	72600 円	24000 枚分	135
	合計 238700 円 (100%充当)				
備考	添付資料：太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2020年3月号				

注 発行した広報紙を添付してください。



太田 敦の県議会報告 日本共産党奈良県議会議員

太田あつしがゆく！

自宅 住所 大和高田市日之出東本町12の25
電話&FAX 0745-53-7102

ブログ「太田あつしがゆく！」 太田あつし (検索)

2020年3月
NO. 35

日本共産党奈良県議会議員団
奈良市登大路町30
奈良県議会内
tel 0742 (27) 5291
fax 0742 (27) 1492

奈良県議会2月定例会本会議で3月4日、日本共産党の太田敦議員が代表質問を行い、県民のなかに不安が広がる新型コロナウイルス感染症拡大に対する検査・医療体制の拡充、影響をうけている事業者への金融支援について荒井正吾知事に質問。国は今後の対応として帰国者・接触者外来だけでなく一般医療機関で感染対策を講じたうえで、感染を疑う患者を受ける方針を示すなか、県として検査の体制を整えるよう求めました。

知事は、帰国者・接触者外来を感染指定医療機関と一般病院を合わせて8病院に設置。入院が必要な場合の病床として感染症指定医療機関の5病院に24床を確保し、新たに40床確保したと答弁。

太田議員は、県内初の感染確認（1月28日）がされてから、県や保健所に寄せられた相談は約3000件のほり、PCR検査（2月1日～3月1日まで）が36件行われているが、これは和歌山県のPCR検査数760件と比べても少ないと述べ、「知事の政治姿勢（の反映）」だと言われているとして、荒井知事の姿勢を質しましたが「すべて医師の判断」とする答弁にとどまりました。

太田議員は、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者への金融支援について、セイフティネット保証4号に合わせて、重大な影響が出ている業者に通常とは別枠で借入再建の80%を保証する同5号を国に求めているかと質問しました。これに対して、知事は「要請しているところだ」と答えました。

新型コロナウイルス感染症防止対策

PCR検査の体制拡充や事業者への金融支援すぐに

太田あつし議員
代表質問

▽右写真 代表質問にたち太田あつし議員
▽左写真 政府関係者らに新型コロナウイルス対策、公的機関検査体制、2000万円の拡充を求めた。県民の声を届けました。



日本共産党県議会 34億円の予算組み換えを提案

新型コロナウイルス対策、子ども医療費窓口負担なしなど

不要不急の事業を削り、34億円の財源を確保。新型コロナウイルス対策のための約1億5000万円の予備費新設をはじめ子ども医療費の窓口負担をなくすための13億円、介護保険・高齢者医療の負担軽減、大学生向け給付型奨学金創設するなど地域経済と県民の暮らしを応援する予算組み換えを提案しました。

新型コロナウイルス肺炎対策、日本共産党奈良県議会議員団は2月27日、県会内で新型コロナウイルス肺炎対策強化や公的機関検査体制中止撤回を求め、政府交渉を行いました。

新型コロナウイルス肺炎対策では奈良県のPCR検査が1日24件可能であるのに2月25日時点で21件しか実施されていない実態を告発。「希望しても受けさせてもらえない」と述べました。

東大寺など県内観光スポット周辺の土産物店や宿泊業者などから聞き取った「お水取りなどシーズンに前にキャンセルが相次いでいる」「雇用維持が大変」などの声を紹介。奈良県旅館ホテル生活衛生同業組合は2月17日時点でキャンセルが1万6千人にのぼり1億3千万円の影響額を集約しているとして緊急融資の拡充や利子補給、雇用調整助成金の要件緩和など災害時同様の対応を求めました。経済産業省の担当者は「5000億円の支援を準備し情報周知に努める」としました。

※「消費税増税でつづれた業者の話はまったく聞いたことはありませんよ。そのような商売はたいがい他の理由でアワになった方じゃないですか。」

（2月県議会、今井光子議員一般質問への答弁）

知事 それは知事語録 ないんじゃないの！

※「（新型コロナウイルスの影響で）売り上げが落ちたからということで、県が支援をしていたら、まじがありませんか。」

（「コロナ対策で追加補正予算案の会見で、記者からの質問に答えて」）

公的機関検査を巡る問題では、奈良県が民間医療機関を巻き込んで病床削減を進めようとしている問題を告発しました。

※奈良県旅館ホテル生活衛生同業組合は3月13日、2度目の記者会見をおこない、組合員アンケートの結果を発表。9万7444人の宿泊客のキャンセルがあり、被害額は10億5000万にのぼると発表しました。

ない」などの声が寄せられているとし、検査体制の充実や正確な情報提供を求めました。「2月18日から対象を拡大しており、正確な情報提供につとめる」と答えました。

市民と県政を結んで全力で頑張っています

新型コロナウイルス禍は天災です

【業者団体】緊急融資を受けても返すあてがないので結局借りられない。固定費補助が必要。カラオケやスナックなどは客ゼロで税金どころではないという人も。建設関係も中国からの部品が入らず工期が見通せないなど深刻。消費税と関係が請求される4〜6月から

県内でも新型コロナウイルスに感染した「陽性」者がでて、一部の地域で小中学校の一時預かりや保育園が閉園するなど拡大。県民生活への影響が大きくなっています。こうした中、日本共産党議員団は要請の聞き取り活動をおこなっています。また、日本共産党奈良県委員会が新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、県民へのアンケート、要請の聞き取り、市町村への申し入れ、県議会・市町村議会での質問・提案などをすすめています。【太田教員連と山村幸穂県議がおこなった奈良公園周辺のホテル・旅館、東大寺参道の土産物屋さんへの聞き取りについては「太田あつしがゆく」20・3号外で既報のとおり】

今、皆さんがどんな思いでおられるのか。地域政治新聞「奈良民報」（奈良民報社刊）が各層各地の声を紹介する記事を掲載しています。以下のとおりです。

感染拡大を防ぎ、健康・暮らしを守ろう

聞き取り調査をおこなっています

倒産が増えるのでは。関係に関する厚労省通達には保険者に丸投げで問題だ。【医療機関】院内感染がおこると風評被害等大変なので各院所は感染防止に追われている。入院できる5病院内には厚生労働省の「統合型医療機関」も含まれており改めて政策の不当さが浮き彫りに。マスク不足深刻なのに県は「備蓄なし」。国民健康保険の「留め置き」問題解消の徹底を。毎日行政からたくさん通知来るが、情報の取捨選択が大事。

【業者団体】緊急融資を受けても返すあてがないので結局借りられない。固定費補助が必要。カラオケやスナックなどは客ゼロで税金どころではないという人も。建設関係も中国からの部品が入らず工期が見通せないなど深刻。消費税と関係が請求される4〜6月から

【業者団体】緊急融資を受けても返すあてがないので結局借りられない。固定費補助が必要。カラオケやスナックなどは客ゼロで税金どころではないという人も。建設関係も中国からの部品が入らず工期が見通せないなど深刻。消費税と関係が請求される4〜6月から

【業者団体】緊急融資を受けても返すあてがないので結局借りられない。固定費補助が必要。カラオケやスナックなどは客ゼロで税金どころではないという人も。建設関係も中国からの部品が入らず工期が見通せないなど深刻。消費税と関係が請求される4〜6月から

【業者団体】緊急融資を受けても返すあてがないので結局借りられない。固定費補助が必要。カラオケやスナックなどは客ゼロで税金どころではないという人も。建設関係も中国からの部品が入らず工期が見通せないなど深刻。消費税と関係が請求される4〜6月から

【業者団体】緊急融資を受けても返すあてがないので結局借りられない。固定費補助が必要。カラオケやスナックなどは客ゼロで税金どころではないという人も。建設関係も中国からの部品が入らず工期が見通せないなど深刻。消費税と関係が請求される4〜6月から

【業者団体】緊急融資を受けても返すあてがないので結局借りられない。固定費補助が必要。カラオケやスナックなどは客ゼロで税金どころではないという人も。建設関係も中国からの部品が入らず工期が見通せないなど深刻。消費税と関係が請求される4〜6月から

【業者団体】緊急融資を受けても返すあてがないので結局借りられない。固定費補助が必要。カラオケやスナックなどは客ゼロで税金どころではないという人も。建設関係も中国からの部品が入らず工期が見通せないなど深刻。消費税と関係が請求される4〜6月から

【業者団体】緊急融資を受けても返すあてがないので結局借りられない。固定費補助が必要。カラオケやスナックなどは客ゼロで税金どころではないという人も。建設関係も中国からの部品が入らず工期が見通せないなど深刻。消費税と関係が請求される4〜6月から

【業者団体】緊急融資を受けても返すあてがないので結局借りられない。固定費補助が必要。カラオケやスナックなどは客ゼロで税金どころではないという人も。建設関係も中国からの部品が入らず工期が見通せないなど深刻。消費税と関係が請求される4〜6月から

【業者団体】緊急融資を受けても返すあてがないので結局借りられない。固定費補助が必要。カラオケやスナックなどは客ゼロで税金どころではないという人も。建設関係も中国からの部品が入らず工期が見通せないなど深刻。消費税と関係が請求される4〜6月から

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策で奈良県に、対応を求めて要望しました。感染が広がり、県民の間で不安が広がっています。海外からの観光客が減り、奈良公園もすっかり人通りが減りました。県議団では、旅館・ホテルを訪問し影響調査を実施、東大寺門前の土産物店も訪問し、営業の突進を聞ききました。その結果などをふまえ、緊急の申し入れをおこなったもの。県民に正確な情報をきっちり伝えること、県として検査・医療体制を充実すること、影響をうけている事業者への県独自の財政支援を実施することなどを求めました。

新型コロナウイルス対策事業への財政支援等を県独自に



避難行動要支援者名簿作成状況									
奈良県避難行動要支援者名簿作成状況									
市町村	避難行動要支援者数	人口比%	高齢者割合%	障害者割合%	認知症割合%	要支援者割合%	要介護者割合%	その他	備考
奈良市	11013	3.06	○	○	○	○	○	○	75歳以上の高齢者割合%
大和郡市	2043	3.15	○	○	○	○	○	○	75歳以上の高齢者割合%
大和郡市	14516	16.68	○	○	○	○	○	○	75歳以上の高齢者割合%
大和郡市	4419	6.56	○	○	○	○	○	○	75歳以上の高齢者割合%
橿原市	4491	3.62	○	○	○	○	○	○	75歳以上の高齢者割合%
橿原市	2701	4.72	○	○	○	○	○	○	75歳以上の高齢者割合%
橿原市	7004	22.89	○	○	○	○	○	○	75歳以上の高齢者割合%
橿原市	4375	16.28	○	○	○	○	○	○	75歳以上の高齢者割合%
橿原市	475	0.40	○	○	○	○	○	○	75歳以上の高齢者割合%
橿原市	13952	17.99	○	○	○	○	○	○	75歳以上の高齢者割合%
橿原市	2062	5.63	○	○	○	○	○	○	75歳以上の高齢者割合%
橿原市	2650	8.52	○	○	○	○	○	○	75歳以上の高齢者割合%

※1:12市すべてが名簿を作成。しかし、名簿に記載された人数、記載する者の範囲には地域差がある。
 ※2:各市では、登録された要支援者を支援する「支援者」がなかなか決まらず、苦労している。
 ※3:記載する市町村 市町村が記載されるのは7市。市長・自治会長が必要と認めた者が記載されるもの市にだけ決まっている。

データみる 大和郡市

災害対策基本法では、災害時に避難するのに支援が必要なる人をきちんと名簿を作成し、支援者も決めておくことになっています。県内12市をみると、さすがに作成できていない市はなく、全市が作成済み。そして一定の間隔で「更新」がなされています。

よりきめ細かく、短い期間で更新 避難行動要支援者名簿作成状況

個別にみると、名簿に登録された人数（人口比%）や名簿記載の対象者では地域差があることがわかります。名簿はそれぞれの地域の消防団や自主防災組織、自治会で管理されていますが、地域によっては、「要支援」の人、例えば妊産婦、言葉のよくわからない外国人も対象者になります。より、きめ細かな名簿作成が、地域の人々の安全安心につながるのではないのでしょうか。

令和元年度事務所状況報告書

会派・議員名 太田 敦

①政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
②所在地	住所 大和高田市日之出東本町10 1287-1 電話 0745 (27) 6807 延べ床面積 50.05㎡ (駐車場区画東25,26,27)
③他用途との兼用	☐ 無 ☒ 有 ☒ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☐ その他 ()
④所有区分	☐ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件 (賃貸借契約先 モータープール吉川) 所有者 ☒ 第三者 ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	☒ 使用実態 (使用面積又は使用時間による) ☒ 事務所全体面積 50.05㎡ (a) うち政務活動使用面積 25.025㎡ (b) ☐ 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 25.025 / 50.05 → 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 後援会事務所との面積按分)
⑦駐車場代の計上	☐ 無 ☒ 有 ☐ 来客専用 按分率 / ☒ 来客兼用 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率按分)
⑨備考	事務所には車庫3区画 (東25,26,27) を充てているため、駐車場賃貸契約書でもって事務所賃貸契約とする 青空駐車場1区画 (西37) は駐車場 契約の期間は内容に変更がないとき自動更新される

※事務所の面積: 5.50m×9.10m (50.05㎡)

※駐車場の面積: 2.45m×4.80m (11.76㎡)

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

駐 車 場 賃 貸 契 約 書

賃貸者と賃借者は、自動車用の供する場所(以下「駐車場所」と言う)の賃貸借について以下の通り契約を締結する。

(1) 当事者の氏名

賃貸人 (貸主) 吉川 元 祥

賃借人 (借主) 太田 家

(2) 契約場所

所在地 大和南田市日之出東本町 10 1287-1

駐車場所表示 番号 東 25、26、27

貸主は上記の駐車場所を必要に応じて他の場所に変更することができる。

(3) 契約内容

使用目的

駐車用

駐車する自動車

登録番号

車体番号

車 名

形 式

年 式

契約期間

平成 年 月 日

平成 年 月 日迄の 1 年間

月額賃料

青空駐車代金 円

車庫駐車代金 円

45000 円

(4) 支払方法

郵便貯金通帳より自動払い込み方式 (引き落とし日: 2 日)

自動振り込み口座名

モータープール 吉川

口座番号



駐 車 場 賃 貸 契 約 書

第1条 物件の表示

本物件の表示は(2)契約物件に記載の通りとする。

第2条 使用目的

借主は本物件を(3)契約内容に記載の目的のみに使用し、自動車以外の自動車を他の自動車に変更するときには、あらかじめ借主の承諾を得なければならない。

第3条 契約期間

借主は本物件を(3)契約内容に記載する通りとする。
但し、貸主・借主から何らかの申し出がない場合は、同一条件にて自動更新とする。

第4条 保管場所承諾書(車庫証明書)

借主は貸主に警察署へ提出する保管場所承諾書(車庫証明)の発行を請求するとき賃料の6ヵ月分を前納するものとする。

第5条 賃料及び変更

- 1 賃主は次のいずれかに該当する項目で必要が認められた時は賃料を改定する。
 - ① 地価及び物価の変動が生じたとき。
 - ② 公租公限などに変更が生じたとき。
- 2 賃主は前項の改定をしようとするときは、改定の期日・賃料など書面をもって改定月の1ヵ月前までに借主に通知しなければならない。

第6条 届出義務

借主は現住所などに変更が生じたときは直ちにその旨を書面で貸主に通知する。

第7条 禁止事項

- 1 借主は、駐車場の全部または一部を転賃してはならない。
- 2 借主は、駐車場の賃借権を譲渡してはならない。
- 3 契約者以外の車両を駐車してはならない。

第8条 遵守義務

借主は、貸主が策定する駐車場の規則を、厳守し秩序維持と適切な管理運営の推進のため貸主が必要と認め指示する事項に従わなければならない。

第9条 損害賠償

- 1 借主の関係者(運転者・使用人など)が、故意または過失により駐車場の施設及び器具備品に対する、物損事故・人身事故による損害および被害を与えた場合、借主は、直ちに貸主及び所轄警察署に事故報告し、損害を賠償すること。
- 2 天災地災などによる類焼その他不可抗力または、貸主が当事者とならない事故などにより借主が被った被害(盗難・当て逃げなど)については、貸主はその責めを負わない。

第10条 明け渡し

- 1 借主は、本契約を解約するときは口頭にて申し出ることとし翌月末日が解約日となり、その日までに駐車場の明け渡しをすることとする。従って、賃料は月割り計算とする。
- 2 借主は、明け渡しの際移転料及び立ち退き料を貸主に請求することは出来ない。
- 3 借主は、貸主より1ヵ月以上の期間をもって明け渡しの請求があった場合にはすみやかに本契約を解除し、本物件を明け渡さなくてはならない。

第11条 契約の当然解除

借主は、次の各項目の一つでも該当する行為を行った場合は、貸主は何ら催促をせずとも本契約を解除することができる。

- ① 賃料の2ヵ月滞納したとき。
- ② 共同の秩序を乱す行為を遂行したとき。
- ③ その他、本契約書の各項目に違反が認められたとき。

第12条 契約終了時の義務

借主は、この契約が終了したときに於いて、貸主が警察署に提出する保管自動車異動届に定める借主が掲載しなければならない事項について記載及び署名捺印をしなければならない。

第13条 特記事項

以上の項目を貸主・借主双方了承いたしましたので、本通知2通作成し各自署名捺印をした上で各自1通を所持するものとします。

平成27年5月 / 日

貸借者

住 所 大和商田市日之出東本町12-25

氏 名

太田 敬

電 話

0745-53-7102

貸主

住 所 大和商田市日之出東本町5-11

氏 名

青川 元 祥

電 話

0745-24-5566

駐車場貸賃契約書

賃貸者と賃借者は、自動車の用に供する場所(以下「駐車場」と言う)の賃貸借について以下の通り契約を締結する。

(1) 当事者の氏名

賃貸人(貸主) 吉川 元 祥

賃借人(借主) 太田 敬

(2) 契約場所

所在地 大和商田市日之出東本町 10 1287-1

駐車場所表示 番号 西 37

貸主は上記の駐車場所を必要に応じて他の場所に変更することができる。

(3) 契約内容

使用目的 駐車場用

駐車する自動車 登録番号 車 名 式 車体番号
年 式

契約期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日迄の1年間

月額賃料 青空駐車代金 ¥ 5,000 円

車庫駐車代金 — 円

(4) 支払方法

郵便貯金通帳より自動払い込み方式 (引き落とし日: 2日)

自動振り込み口座名 モーターズール 吉川

口座番号

駐車場貸賃契約書

第1条 物件の表示

本物件の表示は(2)契約物件に記載の通りとする。

第2条 使用目的

借主は本物件を(3)契約内容に記載の目的のみに使用し、自動車以外の自動車を他の自動車に変更するときには、あらかじめ借主の承諾を得なければならない。

第3条 契約期間

借主は本物件を(3)契約内容に記載する通りとする。
但し、貸主・借主から何らかの申し出がない場合は、同一条件にて自動更新とする。

第4条 保管場所承諾書(車庫証明書)

借主は貸主に警察署へ提出する保管場所承諾書(車庫証明書)の発行を請求するとき賃料の6ヵ月分を前納するものとする。

第5条 賃料及び変更

1 貸主は次のいずれかに該当する項目で必要が認められた時は賃料を改定する。

- ① 地価及び物価の変動が生じたとき。
- ② 公道公衆などに変更が生じたとき。

2 貸主は前項の改定をしようとするときは、改定の期日・賃料など書面をもって改定月の1ヵ月前までに借主に通知しなければならない。

第6条 届出義務

借主は現在住所などに変更が生じたときは直ちにその旨を書面で貸主に通知する。

第7条 禁止事項

- 1 借主は、駐車場の全部または一部を転賃してはならない。
- 2 借主は、駐車場の貸借権を譲渡してはならない。
- 3 契約者以外の車両を駐車してはならない。

第8条 遵守義務

借主は、貸主が策定する駐車場の規則を、厳守し秩序維持と適切な管理運営の推進のため貸主が必要と認め指示する事項に従わなくてはならない。

第9条 損害賠償

- 1 借主の関係者(運転者・使用人など)が、故意または過失により駐車場の施設及び器具備品に対する、物損事故・人身事故による損害および被害を与えた場合、借主は、直ちに貸主及び所轄警察署に事故報告し、損害を賠償すること。
- 2 天災地災などによる類焼その他不可抗力または、貸主が当事者とならない事故などにより借主が被った被害(延焼・当て逃げなど)については、貸主はその責めを負わない。

第10条 明け渡し

- 1 借主は、本契約を解約するときは口頭にて申し出ることとし翌月末日が解約日となり、その日までには駐車場の明け渡しをすることとする。従って、賃料は月割り計算とする。
- 2 借主は、明け渡しの際移動料及び立ち退き料を貸主に請求することは出来ない。
- 3 借主は、貸主より1ヵ月以上の期間をもって明け渡しを求めた場合があった場合にはすみやかに、本契約を解除し、本物件を明け渡さなくてはならない。

第11条 契約の当然解除

借主は、次の各項目の一つでも該当する行為を行った場合は、貸主は何ら催促をせずとも本契約を解除することができる。

- ① 賃料の2ヵ月滞りしたとき。
- ② 共同の秩序を乱す行為を確信したとき。
- ③ その他、本契約書の各項目に違反が認められたとき。

第12条 契約終了時の義務

借主は、この契約が終了したときに於いて、貸主が警察署に提出する保管自動車免許届に定める借主が記載しなければならない事項について記載及び署名捺印をしなければならない。

第13条 特記事項

以上の項目を貸主・借主双方了承いたしましたので、本通知2通作成し各自署名捺印をした上で各自1通を所持するものとします。

平成27年 5月 / 日

賃借者

住所 大和市日之出東本町5-11

氏名 下田 敬

電話番号 0745-53-7102

賃貸者

住所 大和市日之出東本町5-11

氏名 吉川 元祥

電話番号 0745-24-5566

2019年度(5月以降分)雇用状況報告書

会派・議員名 太田 敦

① 雇用者	氏名 住所 電話番号																								
② 雇用形態	☐ 直接雇用 ☒ 派遣等																								
③ 雇用期間	2019年5月1日～2020年3月31日																								
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																								
⑤ 給料(賃金)	1800円 (☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給)																								
⑥ 按分率の考え方	☒ 勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する(その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない) <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月 (16日)</td> <td>73.0</td> <td>117.0</td> <td>44.0</td> </tr> <tr> <td>6月 (15日)</td> <td>64.0</td> <td>96.0</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>7月 (19日)</td> <td>78.0</td> <td>116.5</td> <td>38.5</td> </tr> <tr> <td>8月 (18日)</td> <td>65.0</td> <td>108.0</td> <td>43.0</td> </tr> <tr> <td>9月 (17日)</td> <td>74.0</td> <td>114.5</td> <td>40.5</td> </tr> </tbody> </table> ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → 按分率 / ☐ 職務内容による場合() → 按分率 /	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)	5月 (16日)	73.0	117.0	44.0	6月 (15日)	64.0	96.0	32.0	7月 (19日)	78.0	116.5	38.5	8月 (18日)	65.0	108.0	43.0	9月 (17日)	74.0	114.5	40.5
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)																						
5月 (16日)	73.0	117.0	44.0																						
6月 (15日)	64.0	96.0	32.0																						
7月 (19日)	78.0	116.5	38.5																						
8月 (18日)	65.0	108.0	43.0																						
9月 (17日)	74.0	114.5	40.5																						
⑦ 添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 出向に関する覚書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☒ 社会保険関係書類																								
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																								
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員(現在4人)で分担する(1/4)																								

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

2019年度(5月以降分)雇用状況報告書(その2)

会派・議員名 太田 敦

① 用者	氏名 住所 電話番号																												
② 雇用形態	☐ 直接雇用 ☒ 派遣等																												
③ 雇用期間	2019年5月1日～2020年3月31日																												
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																												
⑤ 給料(賃金)	1800円 (☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給)																												
⑥ 按分率の考え方	☒ 勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する(その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない) <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月 (19日)</td> <td>74.0時間</td> <td>117.0時間</td> <td>43.0時間</td> </tr> <tr> <td>11月 (16日)</td> <td>75.0</td> <td>104.0</td> <td>29.0</td> </tr> <tr> <td>12月 (17日)</td> <td>74.0</td> <td>95.5</td> <td>21.5</td> </tr> <tr> <td>1月 (19日)</td> <td>70.0</td> <td>106.0</td> <td>36.0</td> </tr> <tr> <td>2月 (17日)</td> <td>65.5</td> <td>88.0</td> <td>22.5</td> </tr> <tr> <td>3月 (20日)</td> <td>86.0</td> <td>113.0</td> <td>27.0</td> </tr> </tbody> </table> ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → 按分率 / ☐ 職務内容による場合() → 按分率 /	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)	10月 (19日)	74.0時間	117.0時間	43.0時間	11月 (16日)	75.0	104.0	29.0	12月 (17日)	74.0	95.5	21.5	1月 (19日)	70.0	106.0	36.0	2月 (17日)	65.5	88.0	22.5	3月 (20日)	86.0	113.0	27.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間(参考)																										
10月 (19日)	74.0時間	117.0時間	43.0時間																										
11月 (16日)	75.0	104.0	29.0																										
12月 (17日)	74.0	95.5	21.5																										
1月 (19日)	70.0	106.0	36.0																										
2月 (17日)	65.5	88.0	22.5																										
3月 (20日)	86.0	113.0	27.0																										
⑦ 添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 出向に関する覚書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☒ 社会保険関係書類																												
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																												
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員(現在4人)で分担する(1/4)																												

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

政務活動補助業務賃金台帳(2019年度)

【議員名 日本共産党奈良県会議員団】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日										
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賃与1	賃与2	合計
労働日数		16	15	19	18	17	19	16	17	19	17	20		
労働時間数		73.0	64.0	78.0	65.0	74.0	74.0	75.0	74.0	70.0	65.5	86.0		
時間外労働		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
休日労働		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
深夜労働		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
基本給		131,400	115,200	140,400	117,000	133,200	133,200	135,000	133,200	126,000	117,900	154,800		
時間外手当		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
通勤手当(課税)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
通勤手当(非課税)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
課税合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
非課税合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
総支給額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健康保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
介護保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
厚生年金保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
雇用保険保険料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
社会保険料合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
課税対象額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
所得税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
市町村民税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
控除額合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
差引支給額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
領収印														

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

事務局職員の出向に関する覚書

日本共産党奈良県委員会（以下「甲」という）と日本共産党奈良県議会議員団（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の勤務条件及び出向者の経費の負担等に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第一条 甲は出向者を乙において乙の指揮のもと、出向者の技能及び知識を持って乙の政務調査活動に従事させることにより、乙の政務調査活動を充実させ、議員団活動を向上させることを目的とする。

(出向者)

第二条 出向者は次の者1名とする。

出向者 氏名 住所
[redacted]

(出向期間)

第三条 出向者の甲から乙への出向期間は、2019（平成31）年5月1日から2020（令和2）年3月31日までとする。

(出向先事業所名及び所在地)

第四条 出向先事業所及び所在地は次のとおりとする。

事業所名 日本共産党奈良県議会議員団
所在地 奈良市登大路町30 奈良県庁内（議会議場） 日本共産党議員団（議場）

(身分)

第五条 甲は、出向者を在籍させたま、乙の勤務員として出向させる。

(勤務等)

第六条 出向者の就業時間、休憩時間、休日、休暇等の勤務に関する事項（ただし、年次有給休暇を除く）は、乙において定める規定を適用する。

(年次有給休暇)

第七条 出向者の年次有給休暇は、甲の規定を適用する。

(賃金及び賞与)

第八条 出向者の賃金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、乙は甲に対し出向者の基本給及び諸手当相当分を負担するものとする。

ただし乙が負担する額は、出向者が県議会議員団の事務局員として従事する政務活動の活動と政党活動等の活動とを厳格に区別し、出向者が従事した政務調査活動に係る実費について負担するものとする。

2 乙が負担する額は、出向者の従事した政務活動に係る実費額を精算して毎月1日から月末までの分を、翌月上旬までに甲に対して支払うものとする。

(社会保険の附保等)

第九条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において継続加入の上、これにかかる事業主負担保険料は甲が負担する。

2 出向者の労働者災害補償保険は、甲において附保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する。

(出向期間中の費用)

第十条 出張旅費等乙の業務命令にともなって発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が出向者に対し直接支給する。

2 通勤に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

(権利厚生)

第十一条 出向者の権利厚生については、甲の規定を適用する。

(契約)

第十二条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を復帰させることができる。

- (1) 出向者が、乙の定める就業規則に規定する解雇又は退職の事由に該当するとき。
- (2) 該当事項。
- (3) 出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (4) 甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (5) 出向者の受け入れ目的が達成又は消滅したと認められるとき。

(連絡調整)

第十三条 甲及び乙は、出向者の次の事項に関し、相互に連絡調整を図るものとする。

- (1) 甲から乙への連絡調整事項

イ 出向者の履歴に関する事項

ロ その他乙から求められた事項

- (2) 乙から甲への連絡事項

イ 出向者の乙における業務内容

ロ 出向者の勤務時間、休日及び休暇

ハ 出向者の勤務状況

ニ その他甲から求められた事項

(経費の解決)

第十四条 この覚書に関して疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第十五条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から第三条の出向期間の末日までとする。

(変更及び解除)

第十六条 この覚書の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知したうえで、この覚書の内容の変更若しくは解除をすることができる。

この覚書を確認するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2019（平成31）年5月1日

所在地 奈良市四條大路2丁目2番16号

甲 事業所名 日本共産党奈良県議員団

代表者 委員長 細野 一歩

印

所在地 奈良市登大路町30 奈良県庁内

乙 事業所名 日本共産党奈良県議員団

県議会議員 小林 照代

県議会議員 太田 敦

県議会議員 小林 照代

県議会議員 太田 敦

県議会議員 太田 敦

県議会議員 太田 敦